

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月18日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・バランス30 東京海上セレクション・バランス50 東京海上セレクション・バランス70
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 各1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・バランス30

東京海上セレクション・バランス50

東京海上セレクション・バランス70

（上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位となります。

上記にかかわらず、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。

(7)【申込期間】

2020年9月19日から2021年3月19日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店のうち、確定拠出年金制度に基づいた受益権の取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a. 当ファンドの取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。
- b. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- c. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- e. 上記にかかわらず、証券取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます（以下、本書において同じ。）。
- f. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- g. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- h. 販売会社によっては、各ファンド間の乗換え（「スイッチング」といいます。）が可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として、「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」、「TMA日本債券マザーファンド受益証券」、「TMA外国株式マザーファンド受益証券」、「TMA外国債券マザーファンド受益証券」（それぞれをまたは総称して、以下「マザーファンド」ということがあります。）、および短期金融資産を主要投資対象として運用を行います。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ()
不動産投信	日々	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式・債券)資 産配分固定型))(注)	その他 ()			
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドは、組入比率を年に1回見直すものとしていますが、機動的に変更を行うものではないため、「資産配分固定型」としていません。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 /絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

主として国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンドおよび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。
- 各マザーファンドは、それぞれ以下の指数をベンチマークとし、当該ベンチマークを上回る投資成果を目標として運用を行います。

資産	マザーファンド	指数
日本株式	TMA日本株アクティブマザーファンド	TOPIX
日本債券	TMA日本債券マザーファンド	NOMURA-BPI(総合)
外国株式	TMA外国株式マザーファンド	MSCIコクサイ指数 (円ヘッジなし・円ベース)
外国債券	TMA外国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

2

資産配分は＜基本資産配分＞を基準に、原則として一定の範囲内（±5%）に変動幅を抑制します。

＜基本資産配分＞

	日本株式	日本債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
バランス 30	20%	47%	10%	20%	3%
バランス 50	35%	27%	15%	20%	3%
バランス 70	50%	10%	20%	17%	3%

- バランス 30
安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長をめざします。
- バランス 50
安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の成長をめざします。
- バランス 70
成長性を重視し、中長期的な資産の成長をめざします。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

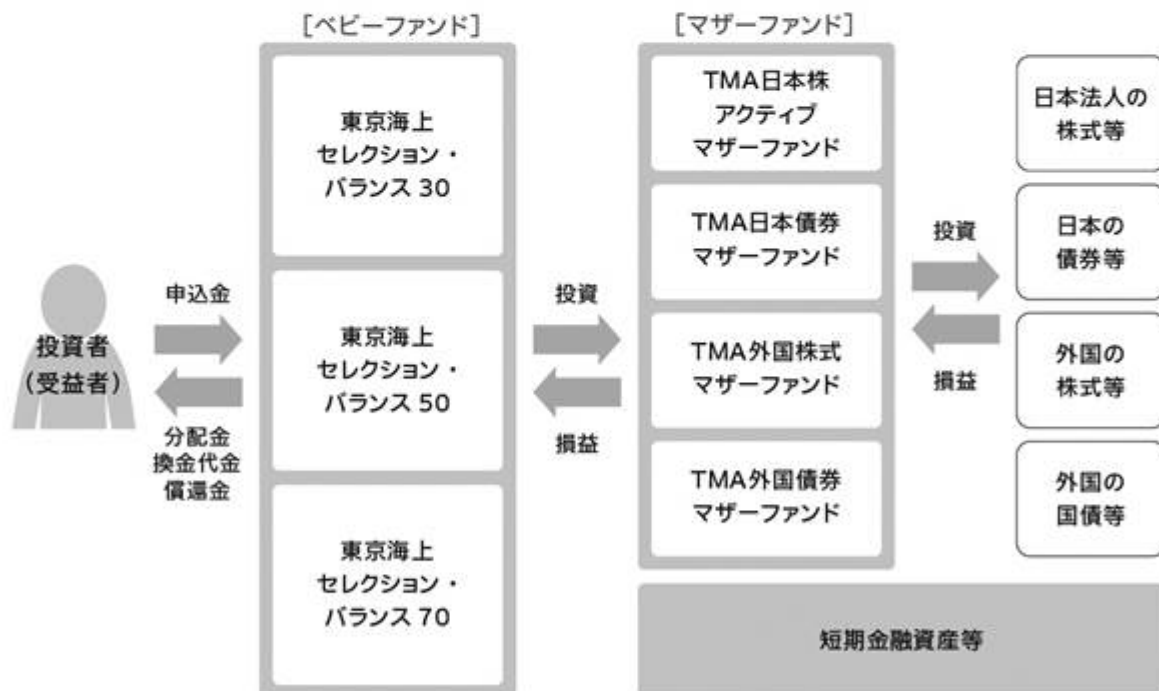
＜基本資産配分＞は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

＜各マザーファンドが対象とする指数について＞

- T O P I X は東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。T O P I X の指数値および高標は、東京証券取引所の知的財産であり、T O P I X に関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、T O P I X の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、T O P I X の高標の変更、使用の停止を行う場合があります。
- N O M U R A - B P I (野村債券・パフォーマンス・インデックス)(総合)とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。N O M U R A - B P I は、野村證券の知的財産です。野村證券は、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。
- M S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)とは、M S C I 社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I 社に帰属します。また、M S C I 社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。M S C I 社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。M S C I 社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。
- F T S E 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

バランス 30

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。

バランス 50

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

バランス 70

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%未満とします。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年9月25日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下のマザーファンド受益証券および短期金融資産に投資します。当ファンドにはベンチマークはありませんが、各マザーファンドは、それぞれのベンチマークを上回る投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド名	ベンチマーク
TMA日本株アクティブマザーファンド	TOPIX
TMA日本債券マザーファンド	NOMURA - BPI (総合)
TMA外国株式マザーファンド	MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)
TMA外国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

(2) 投資態度

主として国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。

資産配分は「基本資産配分」を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

<基本資産配分>

	日本株式	日本債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
東京海上セレクション ・バランス30	20%	47%	10%	20%	3%
東京海上セレクション ・バランス50	35%	27%	15%	20%	3%
東京海上セレクション ・バランス70	50%	10%	20%	17%	3%

基本資産配分は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

TMA日本株アクティブマザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。
T O P I Xをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

証券取引所に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式（これらに準じるものも含まれます。）を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、セクター判断（業種配分）と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

セクター判断は、ベンチマークに採用されている銘柄を委託会社独自の業種区分により分類し、各業種の株価時価総額ウェイトを算出したものをベースとし、以下の判断、要因を勘案の上、業種基準ポートフォリオを決定します。

ファンダメンタルズ、バリュエーション、テクニカルの以下3視点による計量分析に定性的判断を加味します。

- ・業種共通のマクロ指標と各業種ごとのセミマクロ指標によるファンダメンタルズ分析
- ・業種別 P E R、P B R等によるバリュエーション分析
- ・計量的アプローチを用いたテクニカル分析

構造的（長期的）要因と循環的（短期的）要因を考慮します。

当該企業の成長性と株価の割安度の双方をミックスした委託会社独自の分析システムの活用と、企業訪問などによる徹底した調査・分析を基に行います。

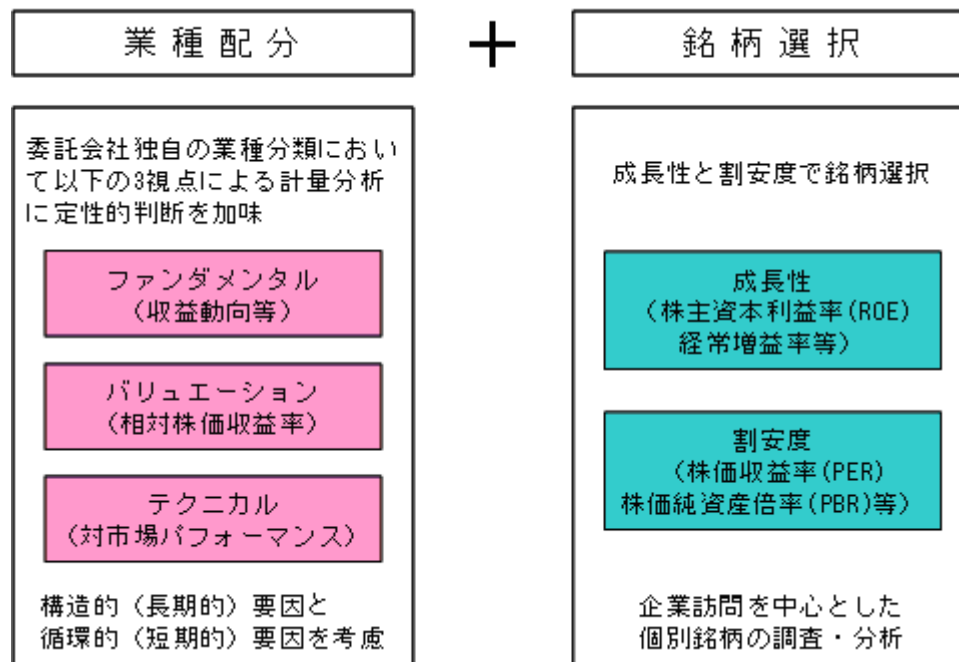
成長性、割安度双方の視点のミックス（G A R P : Growth at a Reasonable Price）

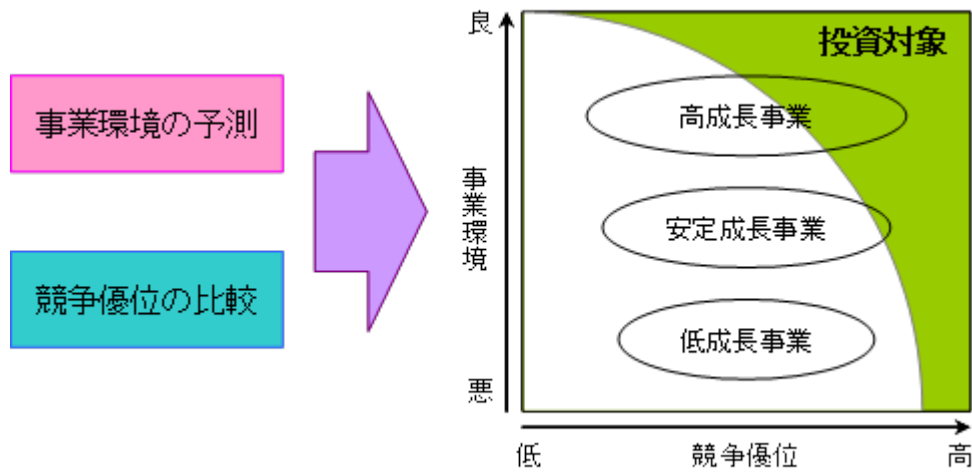
- ・成長性 - R O E、経常増益率、利益予想変化 など
- ・割安度 - 株価純資産倍率、株価収益率、キャッシュフロー倍率 など

アナリスト、ファンド・マネージャーによる企業訪問など調査・分析

銘柄選択の着眼点としては、市場動向分析や競合状態分析による「事業環境の予測」およびコスト分析、差異化分析や事業戦略分析による同業他社比較における「競争優位の評価」などが中心となります。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。





< 投資制限 >

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

TMA日本債券マザーファンド

<基本方針> 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。
NOMURA - BPI (総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

日本の債券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

イールド選択（金利選択）

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

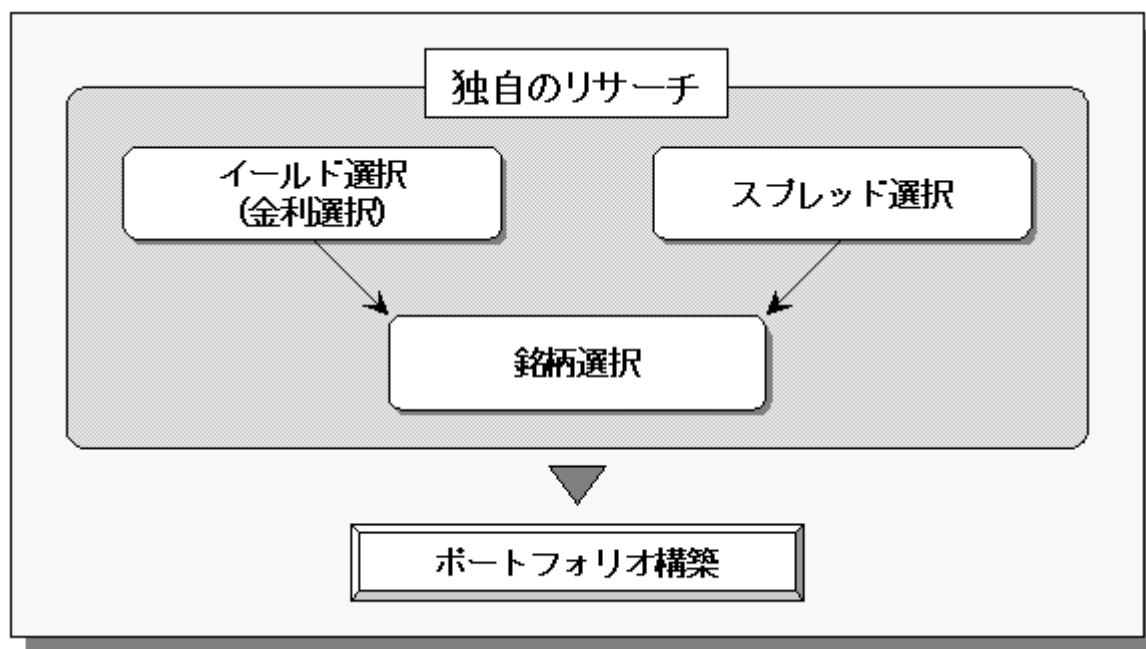
*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

スプレッド選択

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高めるなどの戦略をとります。

銘柄選択

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。



<投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限り。）
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

TMA外国株式マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、外国の株式に投資します。
MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

調査対象銘柄の選定

委託会社が独自に開発した業種別銘柄選別モデルを活用し、主にMSCIコクサイ指数の構成銘柄から調査対象銘柄を絞り込みます。

個別銘柄の調査・分析

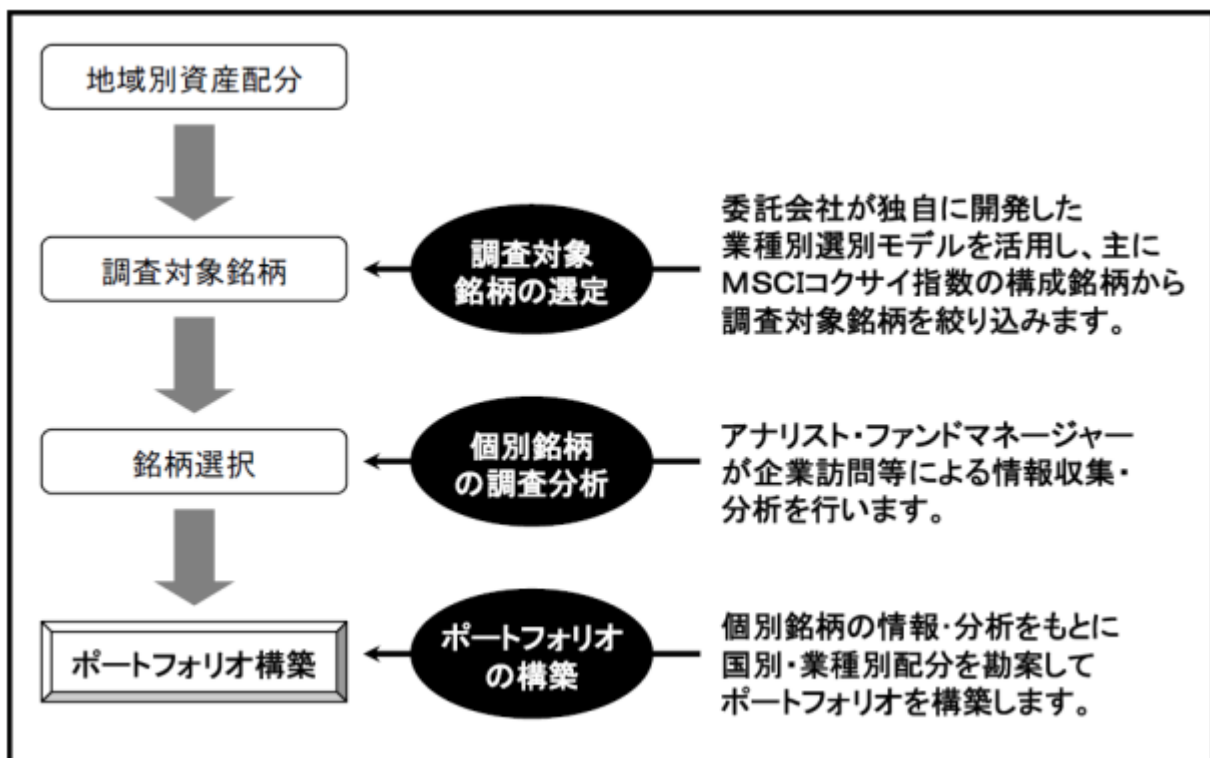
アナリスト・ファンドマネージャーが企業訪問等による情報収集・分析を行います。

ポートフォリオの構築

個別銘柄の情報・分析をもとに、国別配分・業種配分を勘案してポートフォリオを構築します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。



<投資制限>

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

TMA外国債券マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

外国の国債を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

国別配分

各国のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）等进行分析することにより金利・為替動向を予測し、それを基に各国債券市場の期待収益率を算出し、期待収益率が高い国の配分を高め、期待収益率が低い国の配分を低める戦略をとります。

デュレーション調整

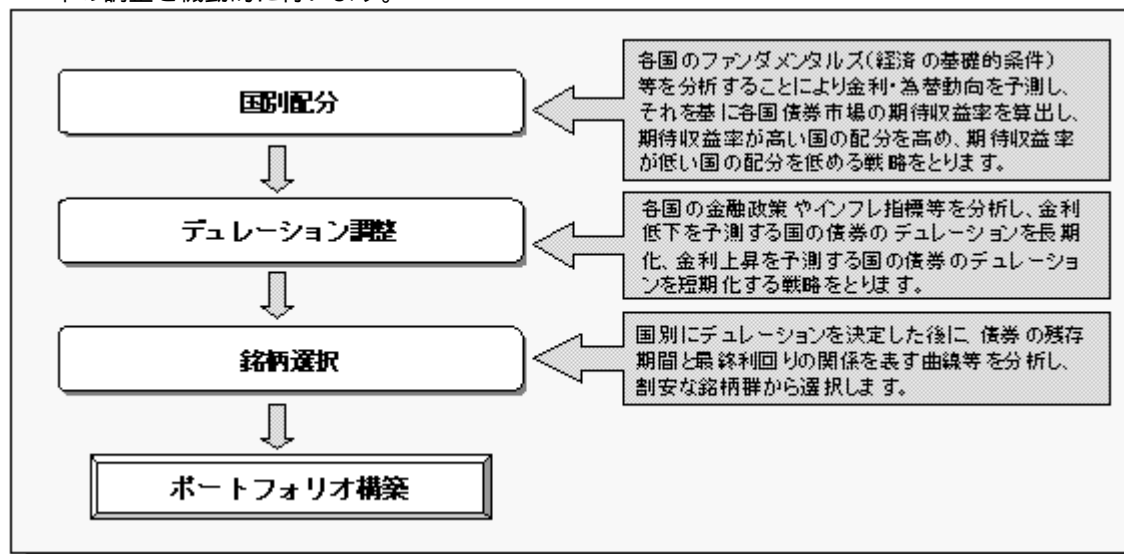
各国の金融政策やインフレ指標等进行分析し、金利低下を予測する国の債券のデュレーションを長期化、金利上昇を予測する国の債券のデュレーションを短期化する戦略をとります。

銘柄選択

国別にデュレーションを決定した後に、債券の残存期間と最終利回りの関係を表す曲線等进行分析し、割安な銘柄群から選択します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。



<投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限りません。）
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本株アクティブマザーファンド」、「TMA日本債券マザーファンド」、「TMA外国株式マザーファンド」および「TMA外国債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

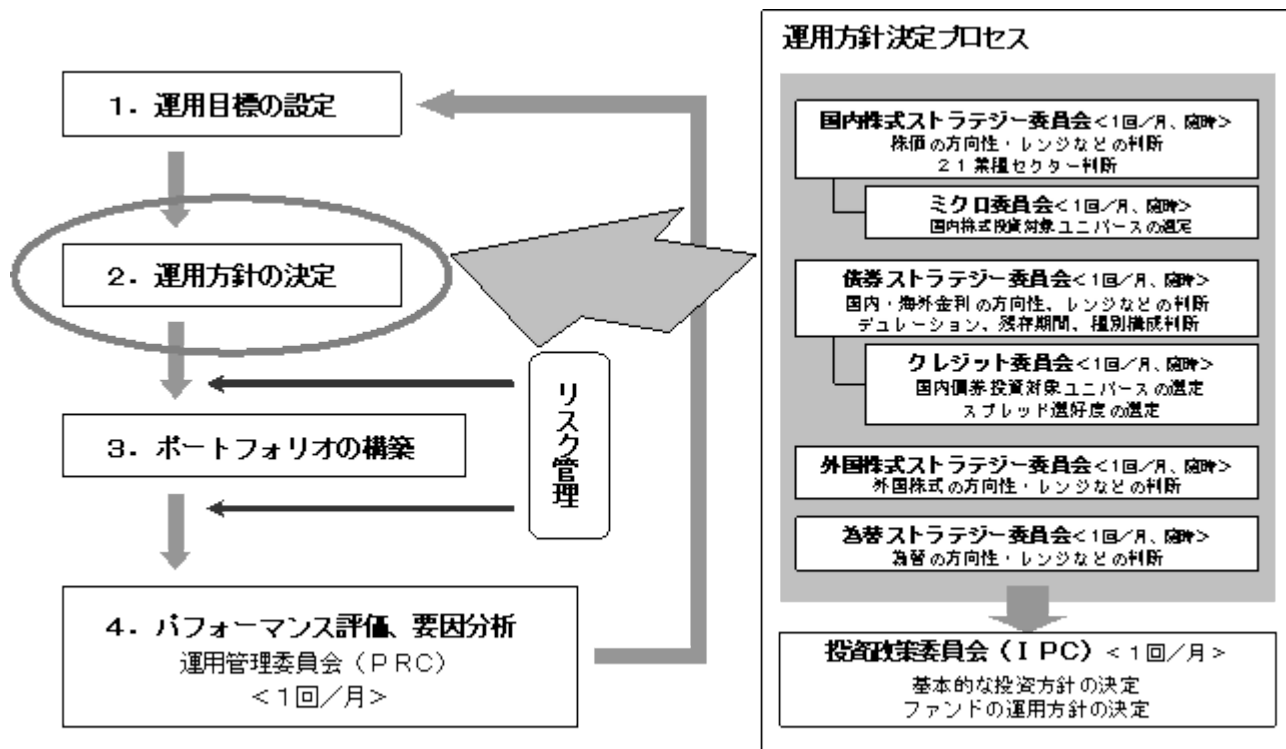
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2020年7月1日現在）

(4)【配分方針】

年1回（原則として6月20日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、

その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

() 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。) ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a. 「東京海上セレクション・バランス30」

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。

「東京海上セレクション・バランス50」

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

「東京海上セレクション・バランス70」

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(以下同じ。)

b. 「東京海上セレクション・バランス30」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。

「東京海上セレクション・バランス50」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

「東京海上セレクション・バランス70」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の55以上となる投資の指図をしません。

c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引さ

れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の空売(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産において借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第29条の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第37条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式や公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

また、インフレによる資産価値の目減りを回避するため、物価連動国債に投資することがあります。物価連動国債の価格は物価変動の影響を受け、満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあるため、ファンドの基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。

- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
 - ・当ファンドは、主に国内外の株式や公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式や公社債の値動きやそれらの株式や公社債の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
 - ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- (2) 法令・税制・会計等の変更可能性
法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- (3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

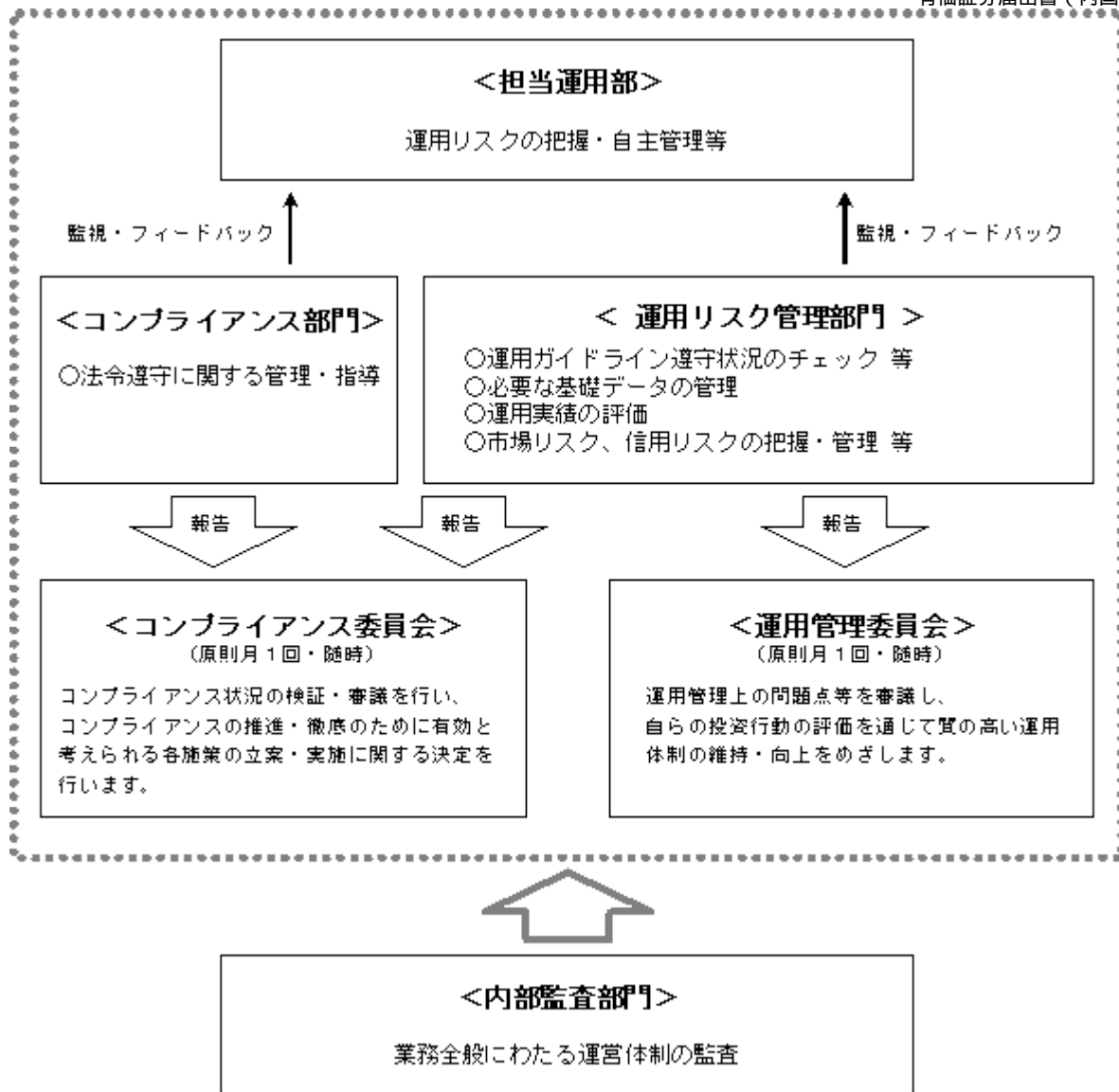
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



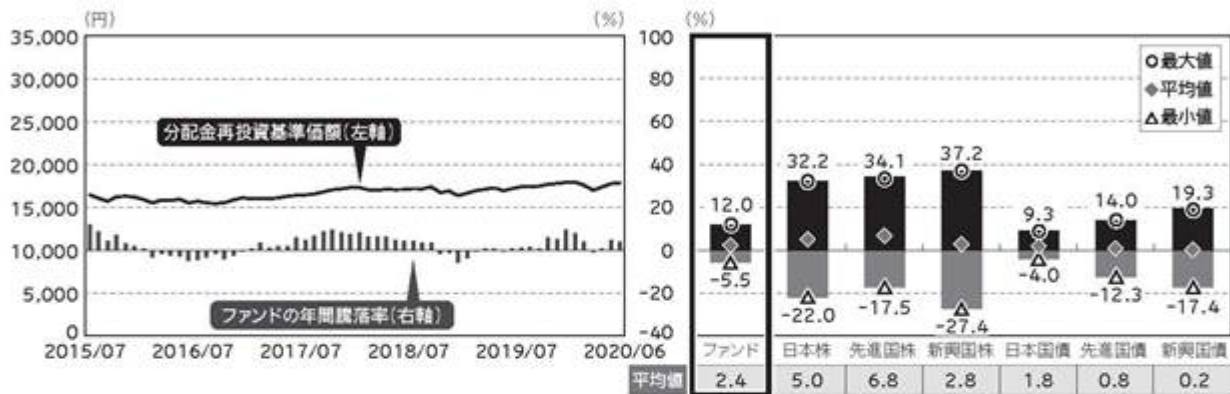
参考情報

2015年7月～2020年6月

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

バランス 30



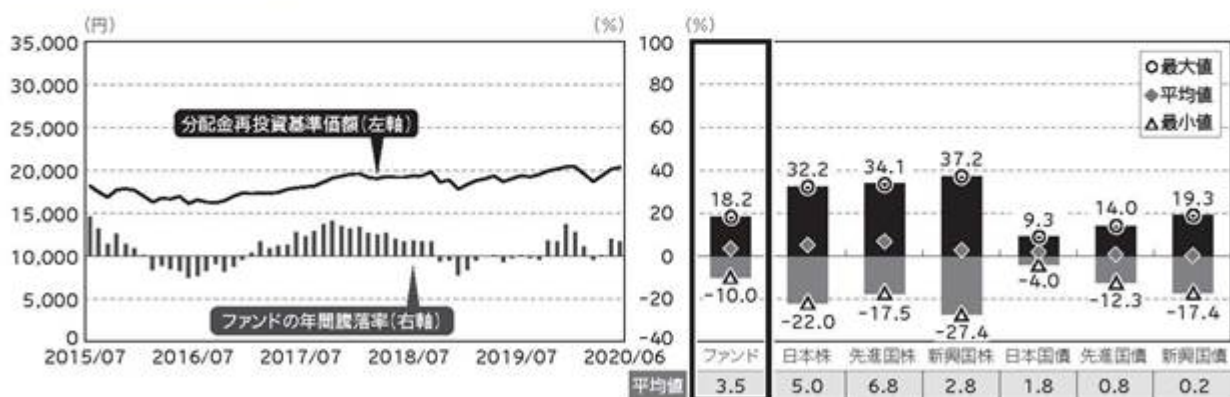
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

バランス 50



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

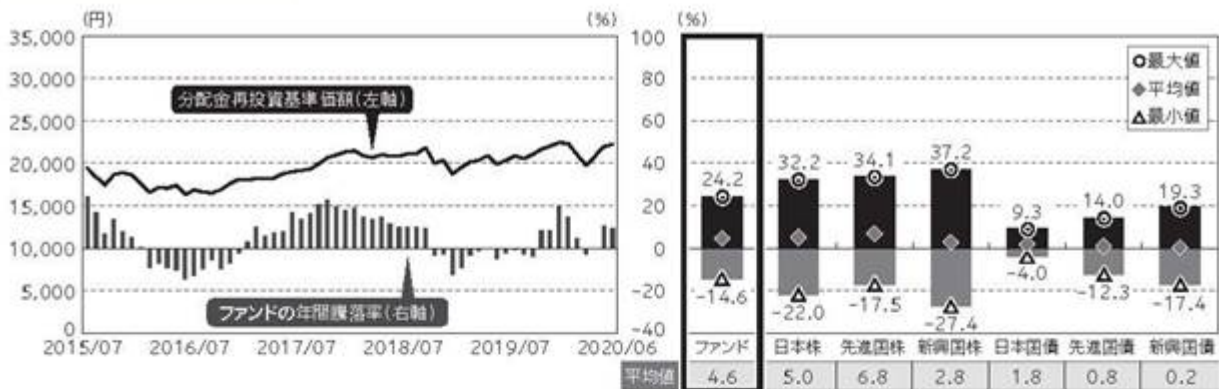
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

バランス 70



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと
して計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものと
して計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がありま
す。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。●MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。両指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は両指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。両指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は両指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。●FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが発出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、所定の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬率およびその配分については以下の通りとします。

	信託報酬率	委託会社 ^{*1} (税抜)	販売会社 ^{*2} (税抜)	受託会社 ^{*3} (税抜)
東京海上セレクション ・バランス30	年率1.045% (税抜0.95%)	年率0.43%	年率0.44%	年率0.08%
東京海上セレクション ・バランス50	年率1.254% (税抜1.14%)	年率0.52%	年率0.54%	年率0.08%
東京海上セレクション ・バランス70	年率1.441% (税抜1.31%)	年率0.6%	年率0.63%	年率0.08%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年49.5万円（税抜45万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本（1）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（2）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り、)ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます。)の利子所得および配当所得(申告分離課税を選択したものに限り、)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(1)超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1)「各受益者の個別元本」とは、原則として、各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

* 上記は、2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年6月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上セレクション・バランス30

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,003,550,818	97.04
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		335,242,279	2.95
合計（純資産総額）		11,338,793,097	100.00

東京海上セレクション・バランス50

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	24,444,452,296	97.06
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		740,347,171	2.93
合計（純資産総額）		25,184,799,467	100.00

東京海上セレクション・バランス70

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	16,194,896,570	97.07
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		487,961,904	2.92
合計（純資産総額）		16,682,858,474	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

東京海上セレクション・バランス30、東京海上セレクション・バランス50、東京海上セレクション・バランス70が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株アクティブマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	46,279,304,920	98.90
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		512,100,054	1.09
合計（純資産総額）		46,791,404,974	100.00

TMA日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	60,070,574,417	69.90
地方債証券	日本	1,205,974,000	1.40
特殊債券	日本	701,067,000	0.81
社債券	日本	23,111,463,013	26.89
	アメリカ	398,114,000	0.46
	小計	23,509,577,013	27.35
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		445,656,279	0.51
合計（純資産総額）		85,932,848,709	100.00

TMA外国株式マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	---------	---------

株式	アメリカ	25,893,163,803	73.20
	カナダ	707,062,471	1.99
	ドイツ	221,045,585	0.62
	イタリア	120,047,793	0.33
	フランス	190,602,924	0.53
	オーストラリア	509,688,485	1.44
	イギリス	2,861,805,465	8.09
	スイス	1,080,302,781	3.05
	オランダ	126,280,366	0.35
	スペイン	86,281,608	0.24
	ノルウェー	92,575,071	0.26
	デンマーク	503,121,450	1.42
	アイルランド	570,510,068	1.61
	中華人民共和国	776,459,560	2.19
	ケイマン	1,017,456,092	2.87
	キュラソー	19,403,974	0.05
小計	34,775,807,496	98.32	
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		592,596,972	1.67
合計（純資産総額）		35,368,404,468	100.00

TMA外国債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	9,509,836,896	41.58
	カナダ	509,694,000	2.22
	ドイツ	1,254,252,699	5.48
	イタリア	3,045,041,880	13.31
	フランス	2,233,201,330	9.76
	オーストラリア	715,796,010	3.13
	イギリス	2,058,662,104	9.00
	シンガポール	17,082,417	0.07
	オランダ	296,653,262	1.29
	スペイン	1,466,683,204	6.41
	ベルギー	447,614,594	1.95
	スウェーデン	61,352,445	0.26
	オーストリア	323,464,610	1.41
	メキシコ	611,956,842	2.67
	ポーランド	70,240,730	0.30
	小計	22,621,533,023	98.93
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		244,404,224	1.06
合計（純資産総額）		22,865,937,247	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上セレクション・バランス30

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,743,745,687	1.4104	5,280,178,917	1.4084	5,272,691,425	46.50
2	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,388,596,507	1.6622	2,308,222,512	1.6521	2,294,100,289	20.23
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	954,658,883	2.3623	2,255,255,529	2.4013	2,292,422,375	20.21
4	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	381,051,823	3.0227	1,151,821,133	3.0031	1,144,336,729	10.09

東京海上セレクション・バランス50

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,374,541,956	1.6622	8,933,987,258	1.6521	8,879,280,765	35.25
2	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,757,168,924	1.4103	6,709,511,050	1.4084	6,699,996,712	26.60
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,110,944,366	2.3623	4,986,785,619	2.4013	5,069,010,706	20.12
4	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,264,081,820	3.0227	3,821,050,733	3.0031	3,796,164,113	15.07

東京海上セレクション・バランス70

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,068,227,462	1.6622	8,424,738,680	1.6521	8,373,218,589	50.19
2	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,112,345,790	3.0227	3,362,305,088	3.0031	3,340,485,641	20.02
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,184,055,587	2.3624	2,797,306,093	2.4013	2,843,272,681	17.04
4	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,162,964,825	1.4103	1,640,245,589	1.4084	1,637,919,659	9.81

b. 投資有価証券の種類

東京海上セレクション・バランス30

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.04
合計	97.04

東京海上セレクション・バランス50

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.06

合 計	97.06
-----	-------

東京海上セレクション・バランス70

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.07
合 計	97.07

【投資不動産物件】

東京海上セレクション・バランス30
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

東京海上セレクション・バランス30
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株アクティブマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ソニー	日本	電気機器	株式	261,200	5,872.19	1,533,816,028	7,384.00	1,928,700,800	4.12
2	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	260,800	6,174.35	1,610,270,480	6,762.00	1,763,529,600	3.76
3	信越化学工業	日本	化学	株式	132,800	8,978.06	1,192,286,368	12,595.00	1,672,616,000	3.57
4	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	254,800	3,755.08	956,794,384	6,120.00	1,559,376,000	3.33
5	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	571,200	2,510.44	1,433,964,069	2,515.50	1,436,853,600	3.07
6	第一三共	日本	医薬品	株式	146,300	6,717.46	982,764,398	8,806.00	1,288,317,800	2.75
7	S M C	日本	機械	株式	19,400	40,098.40	777,908,960	55,180.00	1,070,492,000	2.28
8	任天堂	日本	その他製品	株式	22,200	39,478.18	876,415,596	48,010.00	1,065,822,000	2.27
9	J C R ファーマ	日本	医薬品	株式	90,000	8,174.44	735,699,600	11,290.00	1,016,100,000	2.17
10	野村総合研究所	日本	情報・通信業	株式	343,300	2,181.25	748,823,125	2,927.00	1,004,839,100	2.14
11	富士通	日本	電気機器	株式	78,300	8,646.62	677,030,346	12,620.00	988,146,000	2.11
12	アステラス製薬	日本	医薬品	株式	521,600	1,529.23	797,646,368	1,799.50	938,619,200	2.00
13	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	163,200	3,194.74	521,381,568	5,450.00	889,440,000	1.90
14	H O Y A	日本	精密機器	株式	85,900	8,513.61	731,319,099	10,260.00	881,334,000	1.88
15	G M O ペイメントゲートウェイ	日本	情報・通信業	株式	76,200	7,403.99	564,184,038	11,240.00	856,488,000	1.83
16	キーエンス	日本	電気機器	株式	18,600	32,617.77	606,690,522	45,030.00	837,558,000	1.78

17	バンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	株式	146,900	4,921.79	723,010,951	5,667.00	832,482,300	1.77
18	村田製作所	日本	電気機器	株式	128,000	4,881.00	624,768,000	6,316.00	808,448,000	1.72
19	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	217,200	2,781.35	604,110,495	3,682.00	799,730,400	1.70
20	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	1,639,700	397.40	651,616,780	421.60	691,297,520	1.47
21	ダイフク	日本	機械	株式	72,900	5,912.89	431,049,681	9,420.00	686,718,000	1.46
22	サイバーエージェント	日本	サービス業	株式	119,300	3,418.92	407,877,156	5,290.00	631,097,000	1.34
23	エムスリー	日本	サービス業	株式	137,600	3,932.74	541,145,024	4,585.00	630,896,000	1.34
24	ダイキン工業	日本	機械	株式	35,700	12,556.94	448,282,758	17,335.00	618,859,500	1.32
25	シマノ	日本	輸送用機器	株式	27,300	15,181.46	414,453,858	20,750.00	566,475,000	1.21
26	ディスコ	日本	機械	株式	21,500	18,570.25	399,260,375	26,090.00	560,935,000	1.19
27	太陽誘電	日本	電気機器	株式	167,500	2,500.84	418,890,700	3,345.00	560,287,500	1.19
28	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	20,600	17,152.62	353,343,972	26,440.00	544,664,000	1.16
29	アンリツ	日本	電気機器	株式	200,200	1,950.14	390,418,772	2,556.00	511,711,200	1.09
30	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	168,500	2,633.81	443,796,985	3,032.00	510,892,000	1.09

TMA日本債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第353回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2028/12/20	4,860,000,000	101.08	4,912,794,000	101.19	4,917,834,000	5.72
2	第356回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2029/09/20	4,842,000,000	100.49	4,866,142,240	100.92	4,886,643,240	5.68
3	第143回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2025/03/20	3,580,000,000	101.02	3,616,678,000	100.97	3,614,761,800	4.20
4	第142回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2024/12/20	2,424,000,000	100.92	2,446,404,000	100.96	2,447,415,840	2.84
5	第348回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	2,370,000,000	101.54	2,406,573,200	101.38	2,402,729,700	2.79
6	第412回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.100	2022/05/01	2,155,000,000	100.51	2,166,046,300	100.46	2,165,085,400	2.51
7	第342回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2026/03/20	1,950,000,000	101.02	1,969,890,000	101.20	1,973,556,000	2.29
8	第145回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.700	2033/06/20	1,647,000,000	119.27	1,964,409,840	119.49	1,968,016,770	2.29
9	第172回利付国債(20年)	日本	国債証券	0.400	2040/03/20	1,720,000,000	100.32	1,725,613,200	99.81	1,716,852,400	1.99
10	第135回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.700	2032/03/20	1,450,000,000	118.67	1,720,822,400	118.32	1,715,712,500	1.99
11	第150回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.400	2034/09/20	1,370,000,000	116.16	1,591,460,500	116.35	1,594,022,400	1.85
12	第413回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.100	2022/06/01	1,340,000,000	100.49	1,346,620,000	100.48	1,346,432,000	1.56
13	第156回利付国債(20年)	日本	国債証券	0.400	2036/03/20	1,250,000,000	102.05	1,275,743,200	101.65	1,270,662,500	1.47
14	第355回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	1,200,000,000	101.14	1,213,738,500	100.98	1,211,844,000	1.41

15	第141回利付国債 (20年)	日本	国債証券	1.700	2032/12/20	919,000,000	118.78	1,091,643,340	119.04	1,094,051,120	1.27
16	第33回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.000	2040/09/20	794,000,000	133.20	1,057,655,640	130.54	1,036,519,360	1.20
17	第358回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/03/20	1,020,000,000	100.92	1,029,409,500	100.72	1,027,415,400	1.19
18	第44回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.700	2044/09/20	800,000,000	130.74	1,045,920,000	127.44	1,019,520,000	1.18
19	第52回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.500	2046/09/20	995,000,000	102.27	1,017,606,400	99.30	988,124,550	1.14
20	第51回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.300	2046/06/20	1,030,000,000	97.39	1,003,147,900	94.53	973,689,900	1.13
21	第167回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.500	2038/12/20	880,000,000	103.21	908,248,000	102.15	898,999,200	1.04
22	第143回利付国債 (20年)	日本	国債証券	1.600	2033/03/20	740,000,000	117.72	871,157,600	118.02	873,355,400	1.01
23	第40回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.800	2043/09/20	631,000,000	132.19	834,144,140	129.06	814,374,910	0.94
24	第10回利付国債(40年)	日本	国債証券	0.900	2057/03/20	735,000,000	115.55	849,307,200	109.35	803,759,250	0.93
25	第69回神奈川県公募 公債(5年)	日本	地方債証券	0.001	2021/09/17	800,000,000	100.03	800,248,000	99.98	799,856,000	0.93
26	第38回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.800	2043/03/20	595,000,000	131.69	783,567,400	128.75	766,080,350	0.89
27	第346回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2027/03/20	740,000,000	100.98	747,252,000	101.35	750,004,800	0.87
28	第130回利付国債 (20年)	日本	国債証券	1.800	2031/09/20	593,000,000	118.77	704,306,100	118.93	705,260,830	0.82
29	第152回利付国債 (20年)	日本	国債証券	1.200	2035/03/20	613,000,000	113.56	696,122,800	113.64	696,656,110	0.81
30	第8回みずほフィン シャルグループ(劣 後)	日本	社債券	0.980	2024/12/15	700,000,000	99.38	695,667,000	98.99	692,933,500	0.80

TMA外国株式マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	6,600	198,897.73	1,312,725,061	288,784.14	1,905,975,331	5.38
2	ADOBE INC	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	株式	33,000	31,817.77	1,049,986,634	45,703.30	1,508,209,164	4.26
3	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・ サービス	株式	42,300	22,324.80	944,339,268	31,218.74	1,320,552,803	3.73
4	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	株式	62,100	15,257.17	947,470,326	19,751.97	1,226,597,597	3.46
5	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	株式	57,700	15,875.14	915,995,783	20,619.28	1,189,732,525	3.36
6	S&P GLOBAL INC	アメリカ	各種金融	株式	32,600	22,885.17	746,056,615	34,615.78	1,128,474,577	3.19
7	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	株式	35,100	22,844.11	801,828,338	31,560.27	1,107,765,764	3.13

8	LOCKHEED MARTIN CORP	アメリカ	資本財	株式	27,100	32,156.11	871,430,721	39,594.45	1,073,009,595	3.03
9	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	44,300	16,144.57	715,204,873	23,771.75	1,053,088,684	2.97
10	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	44,700	16,270.34	727,284,489	20,001.93	894,086,315	2.52
11	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	21,600	22,451.93	484,961,873	39,648.32	856,403,712	2.42
12	TJX COMPANIES INC	アメリカ	小売	株式	156,500	4,340.64	679,310,352	5,469.95	856,048,708	2.42
13	ASHTAD GROUP PLC	イギリス	資本財	株式	236,900	1,942.59	460,201,134	3,604.27	853,852,036	2.41
14	BOEING CO	アメリカ	資本財	株式	39,100	12,349.43	482,863,013	20,954.35	819,315,186	2.31
15	MSCI INC	アメリカ	各種金融	株式	23,100	26,188.36	604,951,157	35,096.30	810,724,645	2.29
16	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	21,300	33,220.78	707,602,677	37,526.76	799,320,179	2.25
17	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	5,300	115,144.78	610,267,361	150,531.09	797,814,807	2.25
18	Ping An Insurance Group Co	中華人民共和国	保険	株式	718,000	1,031.71	740,774,885	1,081.42	776,459,560	2.19
19	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	4,900	115,594.92	566,415,134	150,294.06	736,440,932	2.08
20	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	64,100	9,570.52	613,470,470	11,326.95	726,057,802	2.05
21	FIRST REPUBLIC BANK/CA	アメリカ	銀行	株式	59,200	8,580.07	507,940,165	11,335.32	671,051,263	1.89
22	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	イギリス	家庭用品・パーソナル用品	株式	68,000	7,991.75	543,439,313	9,832.24	668,592,456	1.89
23	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ケイマン	ソフトウェア・サービス	株式	96,900	5,004.11	484,898,566	6,755.40	654,598,260	1.85
24	HDFC Bank Ltd	アメリカ	銀行	株式	128,200	3,853.05	493,961,385	4,915.09	630,115,666	1.78
25	DOLLARAMA INC	カナダ	小売	株式	167,300	2,904.67	485,952,366	3,561.76	595,882,448	1.68
26	STRYKER CORP	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	30,400	16,979.22	516,168,560	19,126.00	581,430,545	1.64
27	CONSTELLATION BRANDS INC-A	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	29,700	12,922.97	383,812,342	18,765.07	557,322,751	1.57
28	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	71,200	5,861.05	417,306,920	7,066.31	503,121,450	1.42
29	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUTIONS INC	アメリカ	消費者サービス	株式	40,006	9,324.14	373,021,581	12,448.27	498,005,873	1.40
30	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	89,300	4,686.35	418,491,765	5,449.48	486,639,385	1.37

TMA外国債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T 2 3/8 04/30/26	アメリカ	国債証券	2.375	2026/04/30	7,400,000	11,646.69	861,855,356	12,017.21	889,274,179	3.88
2	T 1 5/8 11/15/22	アメリカ	国債証券	1.625	2022/11/15	7,700,000	11,106.91	855,232,578	11,144.35	858,115,431	3.75
3	T 2 5/8 02/28/23	アメリカ	国債証券	2.625	2023/02/28	6,800,000	11,455.99	779,007,605	11,475.99	780,367,553	3.41

4	T 3 5/8 02/15/44	アメリカ	国債証券	3.625	2044/02/15	3,800,000	14,654.79	556,882,202	15,858.82	602,635,274	2.63
5	T 2 08/15/25	アメリカ	国債証券	2.000	2025/08/15	4,700,000	11,406.43	536,102,388	11,699.89	549,894,859	2.40
6	T 2 3/4 08/15/42	アメリカ	国債証券	2.750	2042/08/15	3,900,000	13,355.45	520,862,565	13,869.84	540,923,820	2.36
7	T 2 1/2 02/15/45	アメリカ	国債証券	2.500	2045/02/15	3,300,000	12,695.64	418,956,250	13,361.44	440,927,632	1.92
8	T 3 3/4 08/15/41	アメリカ	国債証券	3.750	2041/08/15	2,700,000	15,433.75	416,711,385	15,942.99	430,460,862	1.88
9	T 1 3/4 12/31/26	アメリカ	国債証券	1.750	2026/12/31	3,400,000	11,440.47	388,976,281	11,681.37	397,166,675	1.73
10	T 4 1/4 11/15/40	アメリカ	国債証券	4.250	2040/11/15	2,200,000	15,808.69	347,791,184	16,901.71	371,837,675	1.62
11	T 3 1/8 11/15/28	アメリカ	国債証券	3.125	2028/11/15	2,700,000	12,997.68	350,937,377	13,039.90	352,077,485	1.53
12	T 2 3/4 08/15/21	アメリカ	国債証券	2.750	2021/08/15	2,900,000	11,127.38	322,694,228	11,084.59	321,453,233	1.40
13	T 1 1/8 02/28/27	アメリカ	国債証券	1.125	2027/02/28	2,800,000	11,199.06	313,573,903	11,250.41	315,011,558	1.37
14	T 2 3/4 05/31/23	アメリカ	国債証券	2.750	2023/05/31	2,700,000	11,542.48	311,647,210	11,580.36	312,669,896	1.36
15	BTPS 2.2 06/01/27	イタリア	国債証券	2.200	2027/06/01	2,200,000	12,758.84	280,694,557	13,097.22	288,138,919	1.26
16	BTPS 6 05/01/31	イタリア	国債証券	6.000	2031/05/01	1,600,000	17,200.45	275,207,333	17,689.78	283,036,608	1.23
17	T 2 1/8 09/30/21	アメリカ	国債証券	2.125	2021/09/30	2,500,000	11,055.97	276,399,395	11,035.77	275,894,364	1.20
18	FRTR4.5 04/25/41	フランス	国債証券	4.500	2041/04/25	1,200,000	21,842.83	262,113,984	22,289.61	267,475,406	1.16
19	OBL 0 10/18/24	ドイツ	国債証券	0.000	2024/10/18	2,100,000	12,482.11	262,124,396	12,485.28	262,190,990	1.14
20	FRTR 0 03/25/25	フランス	国債証券	0.000	2025/03/25	2,100,000	12,223.45	256,692,505	12,411.91	260,650,126	1.13
21	T 3 3/4 11/15/43	アメリカ	国債証券	3.750	2043/11/15	1,500,000	14,841.18	222,617,775	16,117.23	241,758,459	1.05
22	BTPS 4 02/01/37	イタリア	国債証券	4.000	2037/02/01	1,500,000	14,867.21	223,008,292	15,843.31	237,649,770	1.03
23	FRTR 5 3/4 10/25/32	フランス	国債証券	5.750	2032/10/25	1,100,000	20,446.03	224,906,342	20,822.12	229,043,403	1.00
24	BTPS 5 08/01/34	イタリア	国債証券	5.000	2034/08/01	1,300,000	15,999.59	207,994,735	17,152.19	222,978,506	0.97
25	T 3 5/8 08/15/43	アメリカ	国債証券	3.625	2043/08/15	1,400,000	15,219.98	213,079,838	15,812.52	221,375,397	0.96
26	UKT 4 1/2 12/07/42	イギリス	国債証券	4.500	2042/12/07	900,000	23,327.59	209,948,313	24,149.94	217,349,527	0.95
27	BTPS 5 08/01/39	イタリア	国債証券	5.000	2039/08/01	1,200,000	17,371.17	208,454,112	18,010.65	216,127,800	0.94
28	FRTR 2 1/2 05/25/30	フランス	国債証券	2.500	2030/05/25	1,400,000	15,032.73	210,458,350	15,358.99	215,025,972	0.94
29	UKT 4 1/4 03/07/36	イギリス	国債証券	4.250	2036/03/07	1,000,000	20,388.62	203,886,246	20,888.87	208,888,764	0.91
30	UKT 4.5 09/07/34	イギリス	国債証券	4.500	2034/09/07	1,000,000	20,315.21	203,152,141	20,805.39	208,053,951	0.90

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株アクティブマザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.46
		建設業	1.44
		食料品	2.57
		繊維製品	0.47
		化学	6.89
		医薬品	10.43
		鉄鋼	0.44
		非鉄金属	0.97
		機械	6.27
		電気機器	18.01
		輸送用機器	7.13
		精密機器	2.96
		その他製品	4.93
		陸運業	3.04
		情報・通信業	13.32
		卸売業	2.90
		小売業	3.43
		銀行業	2.56
		証券、商品先物取引業	0.49
		保険業	0.88
その他金融業	1.56		
不動産業	1.27		
サービス業	6.35		
合 計			98.90

TMA日本債券マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	69.90
地方債証券	1.40
特殊債券	0.81
社債券	27.35
合 計	99.48

TMA外国株式マザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	2.97
		素材	2.99
		資本財	7.76
		耐久消費財・アパレル	1.27
		消費者サービス	3.24
		メディア・娯楽	8.43

	小売	9.49
	食品・飲料・タバコ	3.58
	家庭用品・パーソナル用品	4.41
	ヘルスケア機器・サービス	6.14
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.47
	銀行	4.18
	各種金融	6.46
	保険	2.48
	ソフトウェア・サービス	17.00
	テクノロジー・ハードウェア および機器	1.05
	公益事業	2.24
	半導体・半導体製造装置	3.06
	合 計	98.32

TMA外国債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	98.93
合 計	98.93

投資不動産物件

TMA日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国株式マザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

TMA日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国株式マザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

東京海上セレクション・バランス30

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)

第10計算期間末	(2011年 6月20日)	3,797	3,797	1.1254	1.1254
第11計算期間末	(2012年 6月20日)	4,118	4,118	1.1154	1.1154
第12計算期間末	(2013年 6月20日)	5,191	5,191	1.3252	1.3252
第13計算期間末	(2014年 6月20日)	6,037	6,037	1.4549	1.4549
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	7,261	7,261	1.6397	1.6397
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	7,375	7,375	1.5556	1.5556
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	8,345	8,345	1.6445	1.6445
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	9,395	9,395	1.7132	1.7132
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	10,199	10,199	1.7206	1.7206
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	11,314	11,314	1.7862	1.7862
2019年 6月末日		10,203	-	1.7183	-
7月末日		10,433	-	1.7386	-
8月末日		10,507	-	1.7386	-
9月末日		10,619	-	1.7473	-
10月末日		10,885	-	1.7684	-
11月末日		10,952	-	1.7785	-
12月末日		11,094	-	1.7902	-
2020年 1月末日		11,251	-	1.7941	-
2月末日		11,059	-	1.7578	-
3月末日		10,638	-	1.6982	-
4月末日		10,907	-	1.7365	-
5月末日		11,248	-	1.7760	-
6月末日		11,338	-	1.7867	-

東京海上セレクション・バランス50

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第10計算期間末	(2011年 6月20日)	8,535	8,535	1.0732	1.0732
第11計算期間末	(2012年 6月20日)	8,975	8,975	1.0400	1.0400
第12計算期間末	(2013年 6月20日)	11,959	11,959	1.3372	1.3372
第13計算期間末	(2014年 6月20日)	14,176	14,176	1.5185	1.5185
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	17,460	17,460	1.8073	1.8073
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	16,691	16,691	1.6257	1.6257
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	19,299	19,299	1.8001	1.8001
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	21,692	21,692	1.9278	1.9278
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	22,508	22,508	1.9034	1.9034
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	25,172	25,172	2.0325	2.0325
2019年 6月末日		22,486	-	1.9010	-
7月末日		23,077	-	1.9373	-
8月末日		23,020	-	1.9211	-
9月末日		23,439	-	1.9490	-
10月末日		24,117	-	1.9907	-
11月末日		24,403	-	2.0138	-

12月末日	24,760	-	2.0384	-
2020年 1月末日	24,969	-	2.0376	-
2月末日	23,950	-	1.9561	-
3月末日	22,741	-	1.8655	-
4月末日	23,744	-	1.9358	-
5月末日	24,766	-	2.0107	-
6月末日	25,184	-	2.0310	-

東京海上セレクション・バランス70

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第10計算期間末	(2011年 6月20日)	4,624	4,624	1.0061	1.0061
第11計算期間末	(2012年 6月20日)	4,889	4,889	0.9520	0.9520
第12計算期間末	(2013年 6月20日)	7,035	7,035	1.3139	1.3139
第13計算期間末	(2014年 6月20日)	8,566	8,566	1.5385	1.5385
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	11,178	11,178	1.9268	1.9268
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	10,016	10,016	1.6496	1.6496
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	11,981	11,981	1.9093	1.9093
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	14,209	14,209	2.1022	2.1022
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	14,556	14,556	2.0375	2.0375
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	16,690	16,690	2.2289	2.2289
	2019年 6月末日	14,548	-	2.0344	-
	7月末日	15,057	-	2.0878	-
	8月末日	14,910	-	2.0531	-
	9月末日	15,297	-	2.1015	-
	10月末日	15,943	-	2.1653	-
	11月末日	16,211	-	2.2030	-
	12月末日	16,523	-	2.2418	-
	2020年 1月末日	16,623	-	2.2349	-
	2月末日	15,598	-	2.1010	-
	3月末日	14,576	-	1.9766	-
	4月末日	15,439	-	2.0818	-
	5月末日	16,397	-	2.1942	-
	6月末日	16,682	-	2.2239	-

【分配の推移】

東京海上セレクション・バランス30
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
該当事項はありません。

【収益率の推移】

東京海上セレクション・バランス30

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	0.8
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	0.9
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	18.8
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	9.8
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	12.7
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	5.1
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	5.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	4.2
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	0.4
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	3.8

東京海上セレクション・バランス50

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	2.1
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	3.1
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	28.6
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	13.6
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	19.0
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	10.0
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	10.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	7.1
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1.3
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	6.8

東京海上セレクション・バランス70

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	3.3
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	5.4
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	38.0
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	17.1
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	25.2
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	14.4
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	15.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	10.1
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	3.1
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	9.4

(4)【設定及び解約の実績】

東京海上セレクション・バランス30

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	667,288,167	228,039,884	3,374,896,212
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	583,030,145	265,822,012	3,692,104,345
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	604,372,681	378,774,386	3,917,702,640

第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	644,852,346	413,005,179	4,149,549,807
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	752,812,130	473,743,068	4,428,618,869
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	737,353,659	424,952,766	4,741,019,762
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	851,848,846	517,917,376	5,074,951,232
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	995,848,750	586,312,750	5,484,487,232
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	937,330,085	493,818,004	5,927,999,313
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,157,893,992	751,369,637	6,334,523,668

東京海上セレクション・バランス50

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	1,387,325,330	487,515,196	7,952,844,600
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	1,308,937,185	631,494,804	8,630,286,981
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	1,260,629,889	947,669,124	8,943,247,746
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	1,252,810,473	860,582,156	9,335,476,063
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	1,402,715,708	1,077,220,104	9,660,971,667
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	1,414,327,085	807,809,379	10,267,489,373
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	1,395,263,568	941,550,860	10,721,202,081
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	1,537,635,326	1,006,494,751	11,252,342,656
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1,534,387,631	961,844,077	11,824,886,210
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,845,128,151	1,285,174,994	12,384,839,367

東京海上セレクション・バランス70

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第10計算期間	2010年 6月22日～2011年 6月20日	901,448,460	320,899,631	4,596,101,348
第11計算期間	2011年 6月21日～2012年 6月20日	896,741,555	356,890,286	5,135,952,617
第12計算期間	2012年 6月21日～2013年 6月20日	967,319,674	748,554,630	5,354,717,661
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	865,491,902	652,205,383	5,568,004,180
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	1,062,555,794	828,850,382	5,801,709,592
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	977,656,753	707,580,926	6,071,785,419
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	977,047,955	773,282,465	6,275,550,909
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	1,236,700,333	752,662,728	6,759,588,514
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1,133,160,102	748,405,338	7,144,343,278
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,429,368,793	1,085,435,128	7,488,276,943

< 参考情報 >

基準日：2020年6月30日

基準価額・純資産の推移

バランス 30



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第15期	2016/06/20	0円
第16期	2017/06/20	0円
第17期	2018/06/20	0円
第18期	2019/06/20	0円
第19期	2020/06/22	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

バランス 50



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第15期	2016/06/20	0円
第16期	2017/06/20	0円
第17期	2018/06/20	0円
第18期	2019/06/20	0円
第19期	2020/06/22	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2020年6月30日

バランス 70



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第15期	2016/06/20	0円
第16期	2017/06/20	0円
第17期	2018/06/20	0円
第18期	2019/06/20	0円
第19期	2020/06/22	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

● 資産構成

バランス 30

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	20.2%	20.0%	+0.2%
TMA日本債券マザーファンド	46.5%	47.0%	-0.5%
TMA外国株式マザーファンド	10.1%	10.0%	+0.1%
TMA外国債券マザーファンド	20.2%	20.0%	+0.2%
短期金融資産等	3.0%	3.0%	-0.0%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。

バランス 50

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	35.3%	35.0%	+0.3%
TMA日本債券マザーファンド	26.6%	27.0%	-0.4%
TMA外国株式マザーファンド	15.1%	15.0%	+0.1%
TMA外国債券マザーファンド	20.1%	20.0%	+0.1%
短期金融資産等	2.9%	3.0%	-0.1%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。

バランス 70

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	50.2%	50.0%	+0.2%
TMA日本債券マザーファンド	9.8%	10.0%	-0.2%
TMA外国株式マザーファンド	20.0%	20.0%	+0.0%
TMA外国債券マザーファンド	17.0%	17.0%	+0.0%
短期金融資産等	2.9%	3.0%	-0.1%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。

次ページへ続く

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2020年6月30日

年間収益率の推移

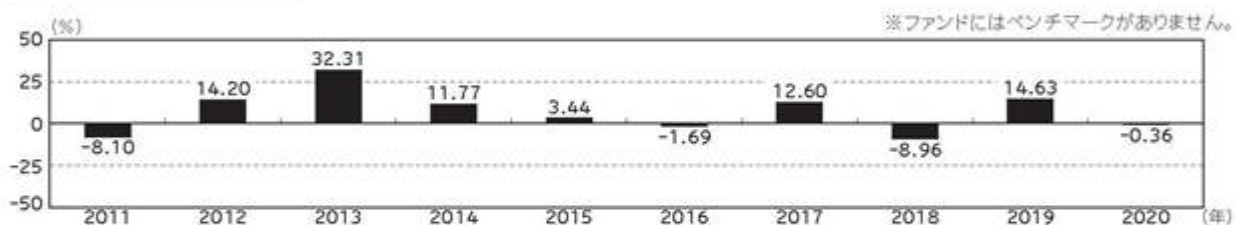
バランス 30



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

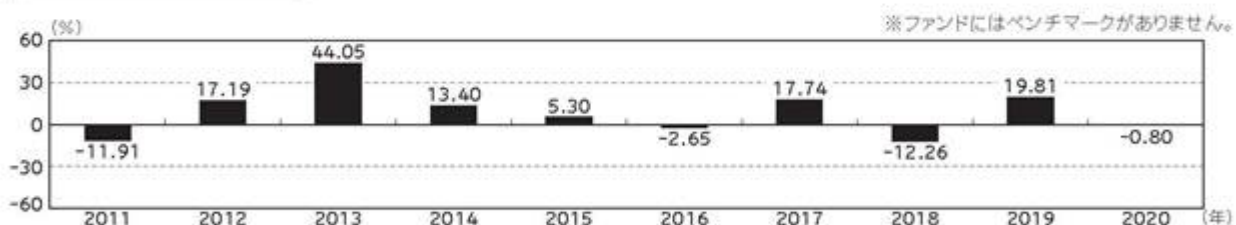
バランス 50



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

バランス 70



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。

- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく(累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 申込単位は1円以上1円単位です。
なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 販売会社によっては、各ファンド間の乗換え(「スイッチング」といいます。)が可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。
その他の受益者(法人)の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額について、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換え

に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2001年9月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかか

る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第19期計算期間（2019年6月21日から2020年6月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・バランス30】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	302,813,977	340,001,528
親投資信託受益証券	9,898,454,471	10,977,613,829
未収入金	59,720,180	89,578,799
流動資産合計	10,260,988,628	11,407,194,156
資産合計	10,260,988,628	11,407,194,156
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,056,227	33,934,566
未払受託者報酬	4,233,096	4,898,301
未払委託者報酬	46,034,877	53,268,917
未払利息	681	598
その他未払費用	243,000	247,500
流動負債合計	61,567,881	92,349,882
負債合計	61,567,881	92,349,882
純資産の部		
元本等		
元本	1 5,927,999,313	1 6,334,523,668
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,271,421,434	4,980,320,606
(分配準備積立金)	1,490,711,266	1,704,154,103
元本等合計	10,199,420,747	11,314,844,274
純資産合計	10,199,420,747	11,314,844,274
負債純資産合計	10,260,988,628	11,407,194,156

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	第19期 自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
営業収益		
受取利息	1,063	1,180
有価証券売買等損益	152,143,278	513,643,043
営業収益合計	152,144,341	513,644,223
営業費用		
支払利息	240,110	176,035
受託者報酬	8,360,904	9,513,928
委託者報酬	90,924,752	103,463,806
その他費用	486,000	492,491
営業費用合計	100,011,766	113,646,260
営業利益又は営業損失()	52,132,575	399,997,963
経常利益又は経常損失()	52,132,575	399,997,963
当期純利益又は当期純損失()	52,132,575	399,997,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,426,795	16,513,001
期首剰余金又は期首欠損金()	3,911,373,050	4,271,421,434
剰余金増加額又は欠損金減少額	653,041,647	869,050,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	653,041,647	869,050,853
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,552,633	543,636,643
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,552,633	543,636,643
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	4,271,421,434	4,980,320,606

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第19期	
	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年6月20日とその翌日が休日のため、当計算期間末日を2020年6月22日としております。このため当計算期間は、368日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第18期	第19期
	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 期首元本額	5,484,487,232円	5,927,999,313円
期中追加設定元本額	937,330,085円	1,157,893,992円
期中一部解約元本額	493,818,004円	751,369,637円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	5,927,999,313口	6,334,523,668口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期	第19期
自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（48,457,201円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,102,169円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,928,344,855円）及び分配準備積立金（1,432,151,896円）より、分配対象額は4,419,056,121円（1万口当たり7,454.53円）ですが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（101,486,921円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（281,998,041円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,403,133,937円）及び分配準備積立金（1,320,669,141円）より、分配対象額は5,107,288,040円（1万口当たり8,062.59円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第18期	第19期
	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 同左	

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第18期(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	210,334,976
合計	210,334,976

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第19期(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	502,700,588
合計	502,700,588

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第18期 [2019年 6月20日現在]		第19期 [2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	1.7206円	1口当たり純資産額	1.7862円
(1万口当たり純資産額)	17,206円)	(1万口当たり純資産額)	17,862円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	1,386,072,847	2,304,346,108	
	T M A 日本債券マザーファンド	3,736,815,370	5,272,272,805	
	T M A 外国株式マザーファンド	380,349,879	1,149,835,719	
	T M A 外国債券マザーファンド	952,911,953	2,251,159,197	
親投資信託受益証券 合計		6,456,150,049	10,977,613,829	
合計		6,456,150,049	10,977,613,829	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上セレクション・バランス50】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	665,169,425	751,507,054
親投資信託受益証券	21,847,078,669	24,425,648,138
未収入金	135,408,446	165,511,741
流動資産合計	22,647,656,540	25,342,666,933
資産合計	22,647,656,540	25,342,666,933
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,083,740	17,502,264
未払受託者報酬	9,422,433	10,728,491
未払委託者報酬	124,847,168	142,152,410
未払利息	1,496	1,322
その他未払費用	243,000	247,500
流動負債合計	139,597,837	170,631,987
負債合計	139,597,837	170,631,987
純資産の部		
元本等		
元本	11,824,886,210	12,384,839,367
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,683,172,493	12,787,195,579
（分配準備積立金）	4,792,064,226	5,525,865,940
元本等合計	22,508,058,703	25,172,034,946
純資産合計	22,508,058,703	25,172,034,946
負債純資産合計	22,647,656,540	25,342,666,933

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	第19期 自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
営業収益		
受取利息	2,439	2,568
有価証券売買等損益	5,318,801	1,858,583,566
営業収益合計	5,321,240	1,858,586,134
営業費用		
支払利息	543,187	386,294
受託者報酬	18,857,266	20,927,552
委託者報酬	249,858,569	277,289,924
その他費用	486,000	492,491
営業費用合計	269,745,022	299,096,261
営業利益又は営業損失()	264,423,782	1,559,489,873
経常利益又は経常損失()	264,423,782	1,559,489,873
当期純利益又は当期純損失()	264,423,782	1,559,489,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	32,193,655	62,742,895
期首剰余金又は期首欠損金()	10,440,093,537	10,683,172,493
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,365,838,560	1,773,834,880
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,365,838,560	1,773,834,880
剰余金減少額又は欠損金増加額	890,529,477	1,166,558,772
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	890,529,477	1,166,558,772
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	10,683,172,493	12,787,195,579

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第19期	
	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年6月20日とその翌日が休日のため、当計算期間末日を2020年6月22日としております。このため当計算期間は、368日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第18期	第19期
	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 期首元本額	11,252,342,656円	11,824,886,210円
期中追加設定元本額	1,534,387,631円	1,845,128,151円
期中一部解約元本額	961,844,077円	1,285,174,994円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	11,824,886,210口	12,384,839,367口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期	第19期
自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(80,898,837円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,645,373,118円)及び分配準備積立金(4,711,165,389円)より、分配対象額は12,437,437,344円(1万口当たり10,518.00円)でありませんが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(289,262,476円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(925,802,853円)、投資信託約款に規定される収益調整金(8,719,072,332円)及び分配準備積立金(4,310,800,611円)より、分配対象額は14,244,938,272円(1万口当たり11,501.89円)でありませんが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第18期	第19期
	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第18期(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	168,857,874
合計	168,857,874

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第19期(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,738,411,784
合計	1,738,411,784

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第18期 [2019年 6月20日現在]		第19期 [2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	1.9034円	1口当たり純資産額	2.0325円
(1万口当たり純資産額)	19,034円)	(1万口当たり純資産額)	20,325円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	TMA日本株アクティブマザーファンド	5,368,060,648	8,924,400,827	
	TMA日本債券マザーファンド	4,751,307,321	6,703,619,499	
	TMA外国株式マザーファンド	1,262,548,084	3,816,809,112	
	TMA外国債券マザーファンド	2,108,372,291	4,980,818,700	
親投資信託受益証券 合計		13,490,288,344	24,425,648,138	
合計		13,490,288,344	24,425,648,138	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上セレクション・バランス70】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	428,459,518	496,592,375
親投資信託受益証券	14,131,228,541	16,198,171,579
未収入金	98,493,085	135,900,589
流動資産合計	14,658,181,144	16,830,664,543
資産合計	14,658,181,144	16,830,664,543
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,667,927	24,438,694
未払受託者報酬	6,084,181	7,048,398
未払委託者報酬	93,544,159	108,369,112
未払利息	963	873
その他未払費用	243,000	247,500
流動負債合計	101,540,230	140,104,577
負債合計	101,540,230	140,104,577
純資産の部		
元本等		
元本	17,144,343,278	17,488,276,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,412,297,636	9,202,283,023
（分配準備積立金）	3,365,045,710	3,846,293,646
元本等合計	14,556,640,914	16,690,559,966
純資産合計	14,556,640,914	16,690,559,966
負債純資産合計	14,658,181,144	16,830,664,543

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	第19期 自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
営業収益		
受取利息	1,599	1,670
有価証券売買等損益	227,526,522	1,626,913,726
営業収益合計	227,524,923	1,626,915,396
営業費用		
支払利息	353,507	252,419
受託者報酬	12,245,961	13,725,261
委託者報酬	188,281,543	211,025,834
その他費用	486,000	492,491
営業費用合計	201,367,011	225,496,005
営業利益又は営業損失()	428,891,934	1,401,419,391
経常利益又は経常損失()	428,891,934	1,401,419,391
当期純利益又は当期純損失()	428,891,934	1,401,419,391
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	37,299,487	74,237,910
期首剰余金又は期首欠損金()	7,450,189,537	7,412,297,636
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,175,853,380	1,597,827,718
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,175,853,380	1,597,827,718
剰余金減少額又は欠損金増加額	822,152,834	1,135,023,812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	822,152,834	1,135,023,812
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	7,412,297,636	9,202,283,023

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第19期	
	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年6月20日とその翌日が休日のため、当計算期間末日を2020年6月22日としております。このため当計算期間は、368日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第18期	第19期
	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 期首元本額	6,759,588,514円	7,144,343,278円
期中追加設定元本額	1,133,160,102円	1,429,368,793円
期中一部解約元本額	748,405,338円	1,085,435,128円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	7,144,343,278口	7,488,276,943口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期	第19期
自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(54,711,093円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,142,201,273円)及び分配準備積立金(3,310,334,617円)より、分配対象額は9,507,246,983円(1万口当たり13,307.35円)であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(218,791,385円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(723,193,799円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,064,137,560円)及び分配準備積立金(2,904,308,462円)より、分配対象額は10,910,431,206円(1万口当たり14,569.99円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第18期	第19期
	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 同左	

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第18期 [2019年 6月20日現在]	第19期 [2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第18期(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	101,899,432
合計	101,899,432

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第19期(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,501,644,791
合計	1,501,644,791

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第18期 [2019年 6月20日現在]		第19期 [2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	2.0375円	1口当たり純資産額	2.2289円
(1万口当たり純資産額)	20,375円)	(1万口当たり純資産額)	22,289円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	TMA日本株アクティブマザーファンド	5,059,366,990	8,411,197,620	
	TMA日本債券マザーファンド	1,160,898,128	1,637,911,168	
	TMA外国株式マザーファンド	1,110,365,081	3,356,744,676	
	TMA外国債券マザーファンド	1,181,983,625	2,792,318,115	
親投資信託受益証券 合計		8,512,613,824	16,198,171,579	
合計		8,512,613,824	16,198,171,579	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（ご参考）

東京海上セレクション・バランス30、東京海上セレクション・バランス50、東京海上セレクション・バランス70は、「TMA日本株アクティブマザーファンド」、「TMA日本債券マザーファンド」、「TMA外国株式マザーファンド」、「TMA外国債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本株アクティブマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		490,493	548,944
コール・ローン		533,123,140	656,734,900
株式		42,680,370,440	46,491,434,650
未収入金		41,877,935	509,535,663
未収配当金		281,867,000	228,679,918
流動資産合計		43,537,729,008	47,886,934,075
資産合計		43,537,729,008	47,886,934,075
負債の部			
流動負債			
未払金		43,180,323	436,143,112
未払解約金		340,306,657	421,216,155
未払利息		1,199	1,155
流動負債合計		383,488,179	857,360,422
負債合計		383,488,179	857,360,422
純資産の部			
元本等			
元本	1	29,757,074,280	28,288,412,415
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		13,397,166,549	18,741,161,238
元本等合計		43,154,240,829	47,029,573,653
純資産合計		43,154,240,829	47,029,573,653
負債純資産合計		43,537,729,008	47,886,934,075

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	28,273,729,749円	29,757,074,280円
同期中における追加設定元本額	9,476,374,993円	8,450,186,961円
同期中における一部解約元本額	7,993,030,462円	9,918,848,826円
同期末における元本額	29,757,074,280円	28,288,412,415円
元本の内訳*		
日本株アクティブファンド<適格機関投資家限定>	215,276,822円	158,652,261円
東京海上日本株アクティブファンド	191,351,751円	円
東京海上・未来設計ファンド1	4,304,734円	円
東京海上・未来設計ファンド2	17,072,749円	円
東京海上・未来設計ファンド3	67,875,669円	円
東京海上・未来設計ファンド4	30,906,386円	円
東京海上・未来設計ファンド5	107,472,645円	円
東京海上セレクション・日本株式	16,837,927,088円	16,143,485,439円
東京海上セレクション・バランス30	1,431,639,510円	1,386,072,847円
東京海上セレクション・バランス50	5,503,216,463円	5,368,060,648円
東京海上セレクション・バランス70	5,060,676,352円	5,059,366,990円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	84,332,649円	104,131,963円
TMAバランス25VA 適格機関投資家限定	150,434,375円	28,331,580円
TMAバランス50VA 適格機関投資家限定	40,355,465円	30,997,193円
TMAバランス75VA 適格機関投資家限定	14,231,622円	9,313,494円
計	29,757,074,280円	28,288,412,415円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	29,757,074,280口	28,288,412,415口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p>

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	415,374,164
合計	415,374,164

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2019年3月21日から2019年6月20日まで)を指しております。

(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	10,273,735,457
合計	10,273,735,457

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2020年3月24日から2020年6月22日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2019年 6月20日現在]		[2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	1.4502円	1口当たり純資産額	1.6625円
(1万口当たり純資産額)	14,502円)	(1万口当たり純資産額)	16,625円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	

サカタのタネ	63,700	3,435.00	218,809,500	
ショーボンドホールディングス	65,400	4,880.00	319,152,000	
コムシスホールディングス	114,500	3,065.00	350,942,500	
明治ホールディングス	59,500	8,540.00	508,130,000	
アサヒグループホールディングス	113,700	3,999.00	454,686,300	
キッコーマン	51,100	5,190.00	265,209,000	
東レ	437,500	516.00	225,750,000	
信越化学工業	132,800	12,345.00	1,639,416,000	
エア・ウォーター	133,600	1,540.00	205,744,000	
三井化学	138,600	2,316.00	320,997,600	
花王	48,100	8,650.00	416,065,000	
ライオン	129,900	2,541.00	330,075,900	
ファンケル	91,600	3,110.00	284,876,000	
アステラス製薬	521,600	1,799.00	938,358,400	
塩野義製薬	33,500	7,087.00	237,414,500	
日本新薬	34,600	8,940.00	309,324,000	
中外製薬	27,700	17,320.00	479,764,000	
エーザイ	28,000	8,519.00	238,532,000	
小野薬品工業	124,700	3,129.00	390,186,300	
JCRファーマ	90,000	12,060.00	1,085,400,000	
第一三共	146,300	8,974.00	1,312,896,200	
日本製鉄	206,600	1,077.00	222,508,200	
住友金属鉱山	93,600	3,009.00	281,642,400	
住友電気工業	140,200	1,274.00	178,614,800	
ディスコ	21,500	25,300.00	543,950,000	
S M C	19,400	55,630.00	1,079,222,000	
ダイキン工業	35,700	16,625.00	593,512,500	
ダイフク	72,900	9,060.00	660,474,000	
日本電産	28,900	6,797.00	196,433,300	
富士通	78,300	12,110.00	948,213,000	
ルネサスエレクトロニクス	237,100	624.00	147,950,400	
アンリツ	190,900	2,506.00	478,395,400	
ソニー	261,200	7,607.00	1,986,948,400	
アドバンテスト	254,800	5,990.00	1,526,252,000	
キーエンス	18,600	44,570.00	829,002,000	
レーザーテック	22,100	10,450.00	230,945,000	
カシオ計算機	109,000	1,903.00	207,427,000	
太陽誘電	167,500	3,275.00	548,562,500	
村田製作所	128,000	6,396.00	818,688,000	
東京エレクトロン	20,600	25,085.00	516,751,000	
デンソー	53,900	4,010.00	216,139,000	
トヨタ自動車	260,800	6,818.00	1,778,134,400	
本田技研工業	159,900	2,850.50	455,794,950	

スズキ	93,600	3,617.00	338,551,200	
シマノ	27,300	20,690.00	564,837,000	
島津製作所	176,300	2,847.00	501,926,100	
HOYA	85,900	10,375.00	891,212,500	
バンダイナムコホールディングス	146,900	5,778.00	848,788,200	
パイロットコーポレーション	56,100	3,260.00	182,886,000	
ヤマハ	65,400	5,160.00	337,464,000	
任天堂	22,200	50,150.00	1,113,330,000	
コクヨ	7,200	1,268.00	9,129,600	
東急	184,200	1,565.00	288,273,000	
東日本旅客鉄道	30,100	7,899.00	237,759,900	
山九	75,400	4,090.00	308,386,000	
日立物流	143,000	2,881.00	411,983,000	
S Gホールディングス	66,500	3,500.00	232,750,000	
GMOペイメントゲートウェイ	76,200	11,390.00	867,918,000	
野村総合研究所	343,300	2,916.00	1,001,062,800	
Sansan	25,000	4,745.00	118,625,000	
J TOWER	53,100	6,190.00	328,689,000	
Zホールディングス	707,300	539.00	381,234,700	
伊藤忠テクノソリューションズ	112,800	3,895.00	439,356,000	
日本電信電話	571,200	2,496.00	1,425,715,200	
GMOインターネット	96,900	2,915.00	282,463,500	
東宝	60,000	3,920.00	235,200,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	44,600	5,610.00	250,206,000	
ソフトバンクグループ	163,200	5,512.00	899,558,400	
神戸物産	66,700	6,050.00	403,535,000	
三井物産	237,800	1,654.50	393,440,100	
トラスコ中山	97,300	2,721.00	264,753,300	
ミスミグループ本社	112,000	2,784.00	311,808,000	
クスリのアオキホールディングス	36,200	9,180.00	332,316,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	189,900	2,345.00	445,315,500	
ワークマン	33,700	9,610.00	323,857,000	
ニトリホールディングス	9,400	19,835.00	186,449,000	
ファーストリテイリング	5,400	62,710.00	338,634,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,639,700	437.50	717,368,750	
三井住友フィナンシャルグループ	168,500	3,115.00	524,877,500	
SBIホールディングス	99,900	2,298.00	229,570,200	
第一生命ホールディングス	323,100	1,367.50	441,839,250	
アルヒ	198,000	1,599.00	316,602,000	
オリックス	323,000	1,391.00	449,293,000	
東急不動産ホールディングス	613,800	528.00	324,086,400	

パーク24	12,900	1,850.00	23,865,000	
カカクコム	94,900	2,704.00	256,609,600	
ベネフィット・ワン	49,100	2,220.00	109,002,000	
エムスリー	137,600	4,500.00	619,200,000	
サイバーエージェント	119,300	5,330.00	635,869,000	
楽天	231,900	937.00	217,290,300	
弁護士ドットコム	32,000	9,940.00	318,080,000	
リクルートホールディングス	217,200	3,836.00	833,179,200	
合 計	13,650,900		46,491,434,650	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,650,000	3,850,000
コール・ローン		1,589,065,379	404,824,004
国債証券		54,923,896,022	59,649,730,003
地方債証券		2,242,865,910	1,206,080,000
特殊債券		2,703,777,000	701,042,000
社債券		34,047,320,628	24,505,926,869
未収入金		1,774,403,650	2,409,373,700
未収利息		93,693,728	74,096,901
前払費用		8,284,191	6,026,003
流動資産合計		97,384,956,508	88,960,949,480
資産合計		97,384,956,508	88,960,949,480
負債の部			
流動負債			
未払金		633,879,920	1,896,479,950
未払解約金		1,230,838,403	616,438,428
未払利息		3,574	712
流動負債合計		1,864,721,897	2,512,919,090
負債合計		1,864,721,897	2,512,919,090
純資産の部			
元本等			

元本	1	66,600,854,961	61,270,505,828
剰余金			
剰余金又は欠損金()		28,919,379,650	25,177,524,562
元本等合計		95,520,234,611	86,448,030,390
純資産合計		95,520,234,611	86,448,030,390
負債純資産合計		97,384,956,508	88,960,949,480

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	116,473,325,198円	66,600,854,961円
同期中における追加設定元本額	16,043,420,446円	19,726,009,208円
同期中における一部解約元本額	65,915,890,683円	25,056,358,341円
同期末における元本額	66,600,854,961円	61,270,505,828円
元本の内訳*		
東京海上・国内債券ファンド	258,460,790円	円
東京海上・未来設計ファンド1	19,115,594円	円
東京海上・未来設計ファンド2	33,699,174円	円
東京海上・未来設計ファンド3	66,980,945円	円
東京海上・未来設計ファンド4	7,623,903円	円
東京海上セレクション・バランス30	3,320,227,689円	3,736,815,370円
東京海上セレクション・バランス50	4,189,002,473円	4,751,307,321円
東京海上セレクション・バランス70	998,556,700円	1,160,898,128円
東京海上セレクション・日本債券	11,827,380,750円	12,295,996,791円
東京海上・日本債券オープン(野村SMA向け)	6,723,704,318円	6,126,862,733円
東京海上・日本債券オープン(野村SMA・EW向け)	20,614,264,247円	22,966,177,805円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	116,514,827円	119,377,258円
TMAバランス25VA 適格機関投資家限定	890,667,636円	194,146,111円
TMAバランス50VA 適格機関投資家限定	79,651,200円	71,147,230円
TMAバランス75VA 適格機関投資家限定	9,358,093円	7,125,786円
東京海上・日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	17,445,646,622円	9,840,651,295円

計	66,600,854,961円	61,270,505,828円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	66,600,854,961口	61,270,505,828口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,254,332,583
地方債証券	2,623,220
特殊債券	186,000
社債券	103,016,089
合計	1,354,911,452

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2019年3月21日から2019年6月20日まで)を指しております。

(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	208,355,015
地方債証券	1,572,000
特殊債券	1,000
社債券	14,903,512
合計	224,829,527

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2020年3月24日から2020年6月22日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2019年 6月20日現在]		[2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	1.4342円	1口当たり純資産額	1.4109円
(1万口当たり純資産額	14,342円)	(1万口当たり純資産額	14,109円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第4 1 2 回利付国債(2年)	2,155,000,000	2,165,818,100	
	第4 1 3 回利付国債(2年)	540,000,000	542,781,000	
	第1 4 2 回利付国債(5年)	1,824,000,000	1,842,112,320	
	第1 4 3 回利付国債(5年)	5,080,000,000	5,132,019,200	
	第7 回利付国債(40年)	10,000,000	13,464,300	
	第1 0 回利付国債(40年)	735,000,000	813,622,950	
	第1 1 回利付国債(40年)	295,000,000	317,057,150	
	第1 2 回利付国債(40年)	674,000,000	655,903,100	
	第1 3 回利付国債(40年)	250,000,000	242,755,000	
	第3 4 1 回利付国債(10年)	100,000,000	102,294,000	
	第3 4 2 回利付国債(10年)	1,950,000,000	1,974,219,000	
	第3 4 6 回利付国債(10年)	740,000,000	750,545,000	
	第3 4 8 回利付国債(10年)	2,370,000,000	2,405,455,200	
	第3 5 1 回利付国債(10年)	620,000,000	628,971,400	
	第3 5 3 回利付国債(10年)	4,760,000,000	4,822,927,200	
	第3 5 4 回利付国債(10年)	344,000,000	348,375,680	
	第3 5 5 回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,214,064,000	
	第3 5 6 回利付国債(10年)	4,842,000,000	4,895,794,620	
	第1 5 回利付国債(30年)	100,000,000	131,663,000	
	第1 7 回利付国債(30年)	160,000,000	209,577,600	
	第2 3 回利付国債(30年)	360,000,000	484,923,600	
	第2 7 回利付国債(30年)	40,000,000	54,607,200	
	第2 8 回利付国債(30年)	50,000,000	68,643,000	
	第3 3 回利付国債(30年)	794,000,000	1,041,664,480	
	第3 8 回利付国債(30年)	595,000,000	769,430,200	
	第4 0 回利付国債(30年)	631,000,000	817,996,850	
第4 1 回利付国債(30年)	250,000,000	319,107,500		
第4 4 回利付国債(30年)	800,000,000	1,025,312,000		
第4 5 回利付国債(30年)	30,000,000	37,113,000		
第5 1 回利付国債(30年)	1,030,000,000	979,231,300		

第52回利付国債(30年)	995,000,000	993,845,800	
第54回利付国債(30年)	5,000,000	5,360,100	
第56回利付国債(30年)	160,000,000	171,508,800	
第57回利付国債(30年)	636,000,000	681,289,560	
第58回利付国債(30年)	306,000,000	327,563,820	
第59回利付国債(30年)	185,000,000	193,136,300	
第61回利付国債(30年)	35,000,000	36,472,800	
第62回利付国債(30年)	584,000,000	577,465,040	
第64回利付国債(30年)	260,000,000	249,545,400	
第65回利付国債(30年)	160,000,000	153,324,800	
第66回利付国債(30年)	850,000,000	814,283,000	
第79回利付国債(20年)	40,000,000	44,236,000	
第104回利付国債(20年)	170,000,000	199,726,200	
第105回利付国債(20年)	230,000,000	271,271,200	
第112回利付国債(20年)	261,000,000	311,122,440	
第113回利付国債(20年)	248,000,000	296,689,840	
第122回利付国債(20年)	255,000,000	301,093,800	
第124回利付国債(20年)	137,000,000	165,057,600	
第125回利付国債(20年)	360,000,000	442,681,200	
第129回利付国債(20年)	368,000,000	437,680,800	
第130回利付国債(20年)	593,000,000	707,051,690	
第131回利付国債(20年)	69,000,000	81,501,420	
第132回利付国債(20年)	310,000,000	366,981,100	
第133回利付国債(20年)	50,000,000	59,760,000	
第135回利付国債(20年)	1,450,000,000	1,719,192,500	
第136回利付国債(20年)	70,000,000	82,183,500	
第141回利付国債(20年)	919,000,000	1,096,367,000	
第143回利付国債(20年)	740,000,000	875,227,600	
第144回利付国債(20年)	120,000,000	140,426,400	
第145回利付国債(20年)	1,647,000,000	1,972,315,440	
第146回利付国債(20年)	420,000,000	503,882,400	
第147回利付国債(20年)	30,000,000	35,658,600	
第148回利付国債(20年)	646,000,000	760,329,080	
第149回利付国債(20年)	130,000,000	153,210,200	
第150回利付国債(20年)	1,370,000,000	1,597,680,300	
第151回利付国債(20年)	458,000,000	521,771,920	
第152回利付国債(20年)	613,000,000	698,764,830	
第154回利付国債(20年)	60,000,000	68,470,200	
第156回利付国債(20年)	1,580,000,000	1,610,999,600	
第158回利付国債(20年)	190,000,000	196,340,300	
第159回利付国債(20年)	540,000,000	566,346,600	
第161回利付国債(20年)	450,000,000	471,442,500	
第162回利付国債(20年)	200,000,000	209,322,000	

	第164回利付国債(20年)	230,000,000	236,550,400	
	第165回利付国債(20年)	300,000,000	308,397,000	
	第167回利付国債(20年)	880,000,000	902,924,000	
	第168回利付国債(20年)	170,000,000	171,193,400	
	第170回利付国債(20年)	508,000,000	501,157,240	
	第172回利付国債(20年)	1,010,000,000	1,012,777,500	
	第22回利付国債(物価連動・10年)	101,000,000	102,952,338	
	第23回利付国債(物価連動・10年)	246,000,000	248,761,438	
	第24回利付国債(物価連動・10年)	188,000,000	188,988,057	
国債証券	合計	55,862,000,000	59,649,730,003	
地方債証券	第741回東京都公募公債	200,000,000	203,976,000	
	第69回神奈川県公募公債(5年)	800,000,000	799,808,000	
	第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,856,000	
	平成23年度第1回滋賀県公募公債	100,000,000	101,440,000	
地方債証券	合計	1,200,000,000	1,206,080,000	
特殊債券	い第816号商工債	100,000,000	100,277,000	
	い第817号商工債	100,000,000	100,255,000	
	第331回信金中金債(5年)	500,000,000	500,510,000	
特殊債券	合計	700,000,000	701,042,000	
社債券	第1回BPC E円貨社債(5年)	100,000,000	100,167,000	
	第1回クレディ・アグリコル円貨社債(劣後)	100,000,000	102,096,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債	100,000,000	99,739,000	
	第4回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債	200,000,000	194,404,000	
	第1回バンコ・サンタンデル無担保社債	100,000,000	98,674,000	
	第48回韓国産業銀行円貨債券	400,000,000	400,020,000	
	第68回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	100,000,000	
	第94回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	99,982,000	
	第99回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,972,000	
	第102回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,968,000	
	第19回阪神高速道路株式会社社債	400,000,000	400,056,000	
	第16回水資源債券	100,000,000	99,986,000	
	第71回株式会社日本政策金融公庫社債	200,000,000	199,978,000	
	第122回都市再生債券	100,000,000	100,009,000	
第53回独立行政法人福祉医療機構債券	200,000,000	199,972,000		

第55回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	99,986,000	
第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	13,634,000	14,218,762	
第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	28,888,000	30,157,916	
第67回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,210,000	
第98回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,773,000	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,454,000	44,602,596	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	70,889,000	70,904,595	
ゴールドマン・サックスEMTN2018	400,000,000	398,192,000	
第3回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債(2018)	100,000,000	98,885,000	
第72回中日本高速道路株式会社社債	300,000,000	300,120,000	
第38回大成建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,024,000	
第6回戸田建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,950,000	
第3回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,535,000	
第4回五洋建設株式会社無担保社債	200,000,000	199,962,000	
第3回協和エクシオ株式会社無担保社債	100,000,000	99,866,000	
第1回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,951,000	
第2回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,787,000	
第15回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,935,000	
第16回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,877,000	
第3回サントリー食品インターナショナル株式会社無担保社債	100,000,000	99,854,000	
第4回サントリー食品インターナショナル株式会社無担保社債	300,000,000	298,599,000	
第35回双日株式会社無担保社債	100,000,000	99,088,000	
第12回日本たばこ産業株式会社社債	200,000,000	199,742,000	
第3回J・フロントリテイリング株式会社無担保社債	100,000,000	100,012,000	
第12回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,934,000	
第13回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,901,000	
第22回森ビル株式会社無担保社債	200,000,000	199,534,000	
第7回株式会社クラレ無担保社債	100,000,000	99,522,000	
第13回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	100,024,000	
第14回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	100,000,000	

第1回日本土地建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,684,000	
第3回日本土地建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,418,000	
第5回日本土地建物株式会社無担保社債	100,000,000	98,704,000	
第21回大王製紙株式会社無担保社債	200,000,000	199,536,000	
第1回住友化学株式会社無担保社債(劣後)	200,000,000	198,461,000	
第2回住友化学株式会社無担保社債(劣後)	100,000,000	99,720,000	
第8回ジェイエスアール株式会社無担保社債	100,000,000	99,804,000	
第35回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	100,098,000	
第5回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	99,614,000	
第5回花王株式会社無担保社債	200,000,000	199,390,000	
第42回D I C株式会社無担保社債	300,000,000	299,478,000	
第15回Zホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	299,982,000	
第1回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,912,000	
第12回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,352,000	
第14回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	299,061,000	
第3回バンドー化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,171,000	
第4回日本製鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,993,000	
第47回古河電気工業株式会社無担保社債	200,000,000	199,526,000	
第12回Y K K株式会社無担保社債	400,000,000	398,552,000	
第1回株式会社リクルートホールディングス無担保社債	200,000,000	199,658,000	
第9回株式会社荏原製作所無担保社債	100,000,000	99,847,000	
第15回T H K株式会社無担保社債	100,000,000	99,128,000	
第1回株式会社明電舎無担保社債	100,000,000	100,164,000	
第12回日本電産株式会社無担保社債	300,000,000	299,982,000	
第54回日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	99,974,000	
第18回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,246,000	
第16回株式会社デンソー無担保社債	200,000,000	199,372,000	
第55回川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,008,000	
第56回川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,098,000	
第11回J A三井リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,352,000	

第3回昭和リース株式会社無担保社債	300,000,000	297,960,000	
第2回コンコルディア・フィナンシャルグループ(劣後)	100,000,000	99,653,000	
第1回明治安田生命2017基金特定目的会社特定社債	300,000,000	298,428,000	
第3回明治安田生命保険無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	399,040,000	
第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,875,000	
第1回日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社無担保社債(劣後)	200,000,000	199,902,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社無担保社債(劣後)	400,000,000	399,292,000	
第1回明治安田生命2018基金特定目的会社特定社債	100,000,000	98,924,000	
第1回住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社無担保(劣後)	100,000,000	99,184,000	
第1回楽天カード株式会社無担保社債	200,000,000	199,232,000	
第112回丸紅株式会社無担保社債	200,000,000	200,000,000	
第3回兼松株式会社無担保社債	100,000,000	99,716,000	
第30回阪和興業株式会社無担保社債	100,000,000	99,014,000	
第69回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	199,394,000	
第6回株式会社新生銀行無担保社債	200,000,000	199,576,000	
第19回株式会社あおぞら銀行無担保社債	100,000,000	99,899,000	
第10回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	300,000,000	295,587,000	
第11回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	200,000,000	194,012,000	
第12回株式会社りそなホールディングス無担保社債	300,000,000	299,691,000	
第11回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	200,000,000	199,204,000	
第11回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,545,000	
第1回株式会社千葉銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,527,000	
第3回株式会社群馬銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	198,889,000	
第8回みずほフィナンシャルグループ(劣後)	700,000,000	692,517,000	
第24回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	100,000,000	
第62回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	200,000,000	199,986,000	
第63回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,000,000	
第1回イオンプロダクトファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	301,218,000	

第77回アコム株式会社無担保社債	300,000,000	298,980,000	
第19回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,875,000	
第20回株式会社ジャックス無担保社債	300,000,000	298,176,000	
第18回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	199,858,000	
第198回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,862,000	
第199回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,804,000	
第18回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,842,000	
第28回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,868,000	
第60回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	199,836,000	
第79回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,890,000	
第80回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,804,000	
第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,439,000	
第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,976,000	
第1回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,544,000	
第1回第一生命ホールディングス無担保社債(劣後)	100,000,000	100,618,000	
第3回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,515,000	
第1回あいおいニッセイ同和損害保険株式会社無担保社債(劣後)	200,000,000	197,745,000	
第1回株式会社T&Dホールディングス無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	200,560,000	
第2回株式会社T&Dホールディングス無担保社債(劣後)	100,000,000	99,339,000	
第3回株式会社T&Dホールディングス無担保社債(劣後)	100,000,000	98,364,500	
第76回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,079,000	
第1回森トラスト・ホールディングス無担保社債	500,000,000	493,987,500	
第29回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,002,000	
第58回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,869,000	
第59回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,951,000	

第48回南海電気鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,853,000	
第13回日本通運株式会社無担保社債	100,000,000	100,024,000	
第5回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	199,750,000	
第63回日本電信電話株式会社電信電話債券	400,000,000	405,176,000	
第541回中部電力株式会社社債	100,000,000	100,084,000	
第517回関西電力株式会社社債	200,000,000	200,238,000	
第521回関西電力株式会社社債	300,000,000	300,192,000	
第520回東北電力株式会社社債	200,000,000	199,736,000	
第522回東北電力株式会社社債	200,000,000	199,702,000	
第467回九州電力株式会社社債	100,000,000	100,094,000	
第469回九州電力株式会社社債	200,000,000	200,420,000	
第488回九州電力株式会社社債	100,000,000	99,897,000	
第308回北海道電力株式会社社債	100,000,000	100,277,000	
第320回北海道電力株式会社社債	100,000,000	100,669,000	
第70回電源開発株式会社無担保社債	200,000,000	199,604,000	
第16回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	300,609,000	
第1回大阪瓦斯株式会社無担保社債(劣後)	100,000,000	99,850,500	
第2回大阪瓦斯株式会社無担保社債(劣後)	100,000,000	99,877,500	
第4回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	102,204,000	
第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	200,000,000	199,166,000	
社債券 合計	24,555,865,000	24,505,926,869	
合計	82,317,865,000	86,062,778,872	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		181,652,134	94,443,873
コール・ローン		846,024,077	730,537,877
株式		30,667,228,239	35,018,551,041
未収配当金		48,377,129	27,384,672

流動資産合計		31,743,281,579	35,870,917,463
資産合計		31,743,281,579	35,870,917,463
負債の部			
流動負債			
未払解約金		257,136,616	320,356,810
未払利息		1,902	1,285
流動負債合計		257,138,518	320,358,095
負債合計		257,138,518	320,358,095
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,543,858,293	11,759,741,648
剰余金			
剰余金又は欠損金()		19,942,284,768	23,790,817,720
元本等合計		31,486,143,061	35,550,559,368
純資産合計		31,486,143,061	35,550,559,368
負債純資産合計		31,743,281,579	35,870,917,463

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
-----	-----------------	-----------------

1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,599,728,358円	11,543,858,293円
同期中における追加設定元本額	2,176,622,599円	3,317,753,734円
同期中における一部解約元本額	2,232,492,664円	3,101,870,379円
同期末における元本額	11,543,858,293円	11,759,741,648円
元本の内訳*		
東京海上・外国株式ファンド	20,335,046円	円
東京海上・未来設計ファンド1	2,284,309円	円
東京海上・未来設計ファンド2	6,793,722円	円
東京海上・未来設計ファンド3	30,002,782円	円
東京海上・未来設計ファンド4	14,340,229円	円
東京海上・未来設計ファンド5	51,280,993円	円
東京海上セレクション・外国株式	8,561,090,272円	8,911,739,783円
東京海上セレクション・バランス30	379,814,605円	380,349,879円
東京海上セレクション・バランス50	1,251,031,008円	1,262,548,084円
東京海上セレクション・バランス70	1,073,388,235円	1,110,365,081円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	44,717,316円	57,093,756円
TMAバランス25VA 適格機関投資家限定	79,824,415円	15,523,265円
TMAバランス50VA 適格機関投資家限定	21,408,116円	17,010,871円
TMAバランス75VA 適格機関投資家限定	7,547,245円	5,110,929円
計	11,543,858,293円	11,759,741,648円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,543,858,293口	11,759,741,648口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p>

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,603,726,017
合計	1,603,726,017

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2019年3月21日から2019年6月20日まで)を指しております。

(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,731,496,562
合計	8,731,496,562

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2020年3月24日から2020年6月22日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2019年6月20日現在)

該当事項はありません。

(2020年6月22日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2019年 6月20日現在]		[2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	2.7275円	1口当たり純資産額	3.0231円
(1万口当たり純資産額	27,275円)	(1万口当たり純資産額	30,231円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
APACHE CORP	10,000	13.98	139,800.00	
CHEVRONTEXACO CORP	15,600	90.63	1,413,828.00	
CONOCOPHILLIPS	14,100	43.70	616,170.00	
EOG RESOURCES INC	12,200	52.30	638,060.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	33,100	45.98	1,521,938.00	
HALLIBURTON CO	12,000	13.04	156,480.00	
HOLLYFRONTIER CORP	8,600	32.24	277,264.00	
KINDER MORGAN INC	12,000	15.52	186,240.00	
PHILLIPS 66	4,700	74.70	351,090.00	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	3,000	93.58	280,740.00	
SCHLUMBERGER LTD	10,000	19.71	197,100.00	
BALL CORP	10,000	70.68	706,800.00	
CORTEVA INC	5,791	27.13	157,109.83	
DOW INC	5,791	41.65	241,195.15	
DUPONT DE NEMOURS INC	5,791	52.60	304,606.60	
ECOLAB INC	1,500	199.75	299,625.00	
INTERNATIONAL PAPER CO	5,000	34.86	174,300.00	
LINDE PLC	3,300	208.05	686,565.00	
PPG INDUSTRIES INC	3,000	103.72	311,160.00	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	600	584.67	350,802.00	
BOEING CO	39,100	187.02	7,312,482.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	27,100	372.20	10,086,620.00	
NIKE INC -CL B	43,800	95.78	4,195,164.00	
BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUTIONS INC	40,006	115.10	4,604,690.60	
DOMINO'S PIZZA INC	7,200	378.41	2,724,552.00	
ALPHABET INC-CL A	5,300	1,424.64	7,550,592.00	
ALPHABET INC-CL C	4,900	1,431.72	7,015,428.00	
FACEBOOK INC-A	44,300	238.79	10,578,397.00	
THE WALT DISNEY CO	32,900	114.35	3,762,115.00	

AMAZON.COM INC	6,600	2,675.01	17,655,066.00	
TJX COMPANIES INC	156,500	52.64	8,238,160.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	29,700	181.41	5,387,877.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	89,300	52.56	4,693,608.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	44,700	190.30	8,506,410.00	
MEDTRONIC PLC	28,000	93.91	2,629,480.00	
STRYKER CORP	30,400	187.11	5,688,144.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	42,300	291.24	12,319,452.00	
ACADIA PHARMACEUTICALS INC	20,300	52.03	1,056,209.00	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	24,600	119.35	2,936,010.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	12,300	124.12	1,526,676.00	
BLUEBIRD BIO INC	8,000	64.29	514,320.00	
GILEAD SCIENCES INC	33,400	77.47	2,587,498.00	
MERCK & CO. INC.	45,100	77.90	3,513,290.00	
SEATTLE GENETICS INC	16,100	169.91	2,735,551.00	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	59,200	110.86	6,562,912.00	
HDFC Bank Ltd	128,200	44.69	5,729,258.00	
SIGNATURE BANK/NEW YORK NY	16,000	106.40	1,702,400.00	
MSCI INC	23,100	333.46	7,702,926.00	
S&P GLOBAL INC	32,600	323.73	10,553,598.00	
ADOBE INC	33,000	428.01	14,124,330.00	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	12,400	264.32	3,277,568.00	
MASTERCARD INC-CLASS A	35,100	296.50	10,407,150.00	
SALESFORCE.COM INC	62,100	186.95	11,609,595.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	57,700	192.20	11,089,940.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	25,100	138.88	3,485,888.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	4,900	79.71	390,579.00	
DOMINION ENERGY INC	4,000	81.72	326,880.00	
DUKE ENERGY CORP	10,300	82.11	845,733.00	
EXELON CORP	8,500	37.53	319,005.00	
NEXTERA ENERGY INC	5,100	242.21	1,235,271.00	
PPL CORPORATION	30,600	26.00	795,600.00	
SOUTHERN CO	12,200	53.61	654,042.00	
NVIDIA CORP	21,600	370.45	8,001,720.00	
Taiwan Semiconductor Manufacturing	37,700	55.31	2,085,187.00	
米ドル小計	1,627,379		247,728,247.18 (26,449,944,951)	
	銘柄数	64		
	比率	74.4%	75.5%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
ENBRIDGE INC	13,000	42.34	550,420.00	
SUNCOR ENERGY INC	12,900	23.20	299,280.00	

TC ENERGY CORP	10,000	59.33	593,300.00	
NEWMONT CORPORATION	11,742	77.35	908,243.70	
DOLLARAMA INC	167,300	46.07	7,707,511.00	
加ドル小計	214,942		10,058,754.70 (788,304,605)	
	銘柄数	5		
	比率	2.2%	2.3%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	25,400	8.87	225,399.60	
TOTAL SA	21,900	35.69	781,611.00	
AIR LIQUIDE	5,710	128.10	731,451.00	
AKZO NOBEL	5,333	80.34	428,453.22	
BASF SE	13,200	50.94	672,408.00	
KONINKLIJKE DSM NV	5,000	121.70	608,500.00	
SYMRISE AG	6,500	99.68	647,920.00	
KERRY GROUP PLC-A	16,600	111.00	1,842,600.00	
E.ON SE	50,000	10.15	507,750.00	
ENEL SPA	100,000	7.60	760,000.00	
ENGIE	8,000	11.25	90,000.00	
IBERDROLA SA	70,000	10.19	713,300.00	
ユーロ小計	327,643		8,009,392.82 (956,081,220)	
	銘柄数	12		
	比率	2.7%	2.7%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	140,000	3.21	450,030.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	55,600	13.75	764,944.80	
JOHNSON MATTHEY PLC	9,722	21.33	207,370.26	
ASHTAD GROUP PLC	236,900	27.36	6,481,584.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	68,000	71.80	4,882,400.00	
ASTRAZENECA PLC	64,100	84.89	5,441,449.00	
ST JAMES'S PLACE PLC	210,200	9.40	1,975,880.00	
BEAZLEY PLC	183,000	4.28	784,704.00	
NATIONAL GRID PLC	47,941	9.73	466,657.69	
英ポンド小計	1,015,463		21,455,019.75 (2,827,342,502)	
	銘柄数	9		
	比率	8.0%	8.1%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
GIVAUDAN-REG	100	3,476.00	347,600.00	
LONZA GROUP AG-REG	4,300	493.00	2,119,900.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	21,300	343.30	7,312,290.00	

スイスフラン小計	25,700		9,779,790.00 (1,096,510,054)	
	銘柄数	3		
	比率	3.1%	3.1%	
ノルウェークロネ	株	ノルウェークロネ	ノルウェークロネ	
EQUINOR ASA	45,000	141.65	6,374,250.00	
YARA INTERNATIONAL ASA	6,000	365.00	2,190,000.00	
ノルウェークロネ小計	51,000		8,564,250.00 (94,634,962)	
	銘柄数	2		
	比率	0.3%	0.3%	
デンマーククロネ	株	デンマーククロネ	デンマーククロネ	
NOVO NORDISK A/S-B	71,200	449.30	31,990,160.00	
デンマーククロネ小計	71,200		31,990,160.00 (512,162,461)	
	銘柄数	1		
	比率	1.4%	1.5%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
BHP GROUP LIMITED	40,000	35.01	1,400,400.00	
RIO TINTO LIMITED	10,000	96.28	962,800.00	
CSL LIMITED	11,700	288.25	3,372,525.00	
HUB24 LTD	122,078	10.93	1,334,312.54	
豪ドル小計	183,778		7,070,037.54 (515,122,935)	
	銘柄数	4		
	比率	1.4%	1.5%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
Sands China Ltd	864,400	31.95	27,617,580.00	
Ping An Insurance Group Co	718,000	79.15	56,829,700.00	
TENCENT HOLDINGS LIMITED	96,900	460.40	44,612,760.00	
香港ドル小計	1,679,300		129,060,040.00 (1,778,447,351)	
	銘柄数	3		
	比率	5.0%	5.1%	
合計	株 5,196,405		円 35,018,551,041 (35,018,551,041)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA外国債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,740,588	28,713,364
コール・ローン		137,047,456	265,576,877
国債証券		20,098,623,700	22,180,203,605
未収入金		12,378,129	
未収利息		110,540,789	109,703,552
前払費用		22,637,169	36,326,971
流動資産合計		20,382,967,831	22,620,524,369
資産合計		20,382,967,831	22,620,524,369
負債の部			
流動負債			
未払解約金		124,355,122	157,019,356
未払利息		308	467
流動負債合計		124,355,430	157,019,823
負債合計		124,355,430	157,019,823
純資産の部			
元本等			
元本	1	9,137,790,520	9,508,871,556
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		11,120,821,881	12,954,632,990
元本等合計		20,258,612,401	22,463,504,546
純資産合計		20,258,612,401	22,463,504,546
負債純資産合計		20,382,967,831	22,620,524,369

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,950,848,357円	9,137,790,520円
同期中における追加設定元本額	1,691,707,821円	2,333,256,351円
同期中における一部解約元本額	1,504,765,658円	1,962,175,315円
同期末における元本額	9,137,790,520円	9,508,871,556円
元本の内訳*		
東京海上・外国債券ファンド	17,840,634円	円
東京海上・未来設計ファンド1	1,372,826円	円
東京海上・未来設計ファンド2	5,445,027円	円
東京海上・未来設計ファンド3	14,430,151円	円
東京海上・未来設計ファンド4	4,927,394円	円
東京海上・未来設計ファンド5	6,852,835円	円
東京海上セレクション・外国債券	5,038,785,177円	5,194,081,114円
東京海上セレクション・バランス30	913,160,112円	952,911,953円
東京海上セレクション・バランス50	2,005,529,876円	2,108,372,291円
東京海上セレクション・バランス70	1,097,176,034円	1,181,983,625円
東京海上・年金運用型戦略ファンド (年1回決算型)	32,270,454円	71,522,573円
計	9,137,790,520円	9,508,871,556円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	9,137,790,520口	9,508,871,556口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年 6月21日 至 2019年 6月20日	自 2019年 6月21日 至 2020年 6月22日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2019年 6月20日現在]	[2020年 6月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年6月21日 至 2019年6月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	711,011,535
合計	711,011,535

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2019年3月21日から2019年6月20日まで)を指しております。

(自 2019年6月21日 至 2020年6月22日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	451,915,176
合計	451,915,176

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2020年3月24日から2020年6月22日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2019年6月20日現在)

該当事項はありません。

(2020年6月22日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2019年 6月20日現在]		[2020年 6月22日現在]	
1口当たり純資産額	2.2170円	1口当たり純資産額	2.3624円
(1万口当たり純資産額)	22,170円)	(1万口当たり純資産額)	23,624円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル			米ドル	
		T 1 1/2 01/31/27	100,000	106,492.18	
		T 1 1/8 02/28/27	2,200,000	2,289,718.75	
		T 1 3/4 12/31/26	3,400,000	3,673,062.50	
		T 1 5/8 09/30/26	700,000	749,710.94	
		T 1 5/8 10/31/26	600,000	642,890.62	
		T 1 5/8 11/15/22	7,700,000	7,959,875.00	
		T 1 5/8 11/30/26	500,000	535,898.44	
		T 1 7/8 06/30/26	800,000	867,187.50	
		T 2 08/15/25	4,700,000	5,091,421.87	
		T 2 1/2 01/31/24	100,000	108,039.06	
		T 2 1/2 02/15/45	3,300,000	4,027,289.07	
		T 2 1/4 04/30/21	800,000	814,187.50	
		T 2 1/4 11/15/24	1,600,000	1,735,625.00	
		T 2 1/8 08/15/21	500,000	511,054.69	
		T 2 1/8 09/30/21	2,500,000	2,561,328.12	
		T 2 1/8 12/31/22	200,000	209,593.74	
		T 2 11/15/26	500,000	547,617.19	
		T 2 11/30/22	200,000	208,687.50	
		T 2 3/4 05/31/23	2,700,000	2,899,968.75	
		T 2 3/4 07/31/23	900,000	970,242.19	
		T 2 3/4 08/15/21	3,000,000	3,087,656.25	
		T 2 3/4 08/15/42	3,900,000	4,947,210.95	
		T 2 3/4 09/15/21	100,000	103,140.62	
		T 2 3/8 02/29/24	500,000	538,789.06	
		T 2 3/8 04/30/26	7,400,000	8,232,500.00	
		T 2 5/8 02/28/23	6,800,000	7,239,343.78	
		T 2 5/8 06/15/21	100,000	102,382.81	
		T 2 5/8 07/15/21	600,000	615,515.62	
		T 2 5/8 12/31/23	100,000	108,273.43	
T 2 5/8 12/31/25	500,000	560,703.11			

T 2 7/8 05/15/28	300,000	353,039.06	
T 2 7/8 05/15/43	100,000	129,375.00	
T 2 7/8 10/15/21	300,000	310,453.12	
T 2 7/8 10/31/23	700,000	761,523.44	
T 2 7/8 11/30/23	100,000	108,945.31	
T 3 05/15/45	300,000	398,671.87	
T 3 1/8 02/15/43	800,000	1,073,687.50	
T 3 1/8 11/15/28	2,700,000	3,255,398.44	
T 3 1/8 11/15/41	200,000	268,218.75	
T 3 3/4 08/15/41	2,700,000	3,942,000.00	
T 3 3/4 11/15/43	1,500,000	2,211,796.87	
T 3 5/8 02/15/44	3,800,000	5,512,671.89	
T 3 5/8 08/15/43	1,400,000	2,025,078.12	
T 4 1/4 11/15/40	2,200,000	3,410,859.38	
T 4 3/4 02/15/41	600,000	987,093.75	
T 4 3/8 05/15/41	500,000	788,476.56	
米ドル小計	75,200,000	87,582,695.30 (9,351,204,377)	
	銘柄数	46	
	比 率	41.6%	42.2%
加ドル		加ドル	
CAN 0 1/2 03/01/22	600,000	602,454.00	
CAN 1 06/01/27	100,000	103,865.00	
CAN 1 1/2 09/01/24	600,000	628,572.00	
CAN 1 1/4 06/01/30	400,000	427,480.00	
CAN 2 09/01/23	800,000	842,440.00	
CAN 2 1/4 06/01/29	300,000	346,065.00	
CAN 3 1/2 12/01/45	500,000	780,650.00	
CAN 4 06/01/41	600,000	944,520.00	
CAN 5 06/01/37	500,000	829,640.00	
CAN 5 3/4 06/01/33	500,000	812,735.00	
CAN 5.75 06/01/29	100,000	145,690.00	
加ドル小計	5,000,000	6,464,111.00 (506,592,379)	
	銘柄数	11	
	比 率	2.3%	2.3%

メキシコペソ	MBONO 10 11/20/36	4,000,000	メキシコペソ 5,370,000.00
	MBONO 10 12/05/24	4,000,000	4,766,648.00
	MBONO 5 3/4 03/05/26	15,000,000	15,251,985.00
	MBONO 6 3/4 03/09/23	5,000,000	5,234,705.00
	MBONO 7 1/2 06/03/27	35,000,000	38,685,937.50
	MBONO 8 09/05/24	15,000,000	16,608,675.00
	MBONO 8 1/2 05/31/29	3,000,000	3,536,250.00
	MBONO 8 1/2 11/18/38	20,000,000	23,550,000.00
	MBONO 8 12/07/23	16,000,000	17,560,000.00
メキシコペソ 小計		117,000,000	130,564,200.50 (616,263,026)
	銘柄数	9	
	比率	2.7%	2.8%
ユーロ	BGB 0 1/2 10/22/24	700,000	ユーロ 728,630.00
	BGB 0.2 10/22/23	200,000	204,970.00
	BGB 0.8 06/22/25	100,000	104,090.00
	BGB 1.45 06/22/37	100,000	119,170.00
	BGB 1.9 06/22/38	100,000	125,680.00
	BGB 3 06/22/34	100,000	139,820.00
	BGB 3 3/4 06/22/45	300,000	526,230.00
	BGB 4 1/4 03/28/41	500,000	876,200.00
	BGB 5 03/28/35	500,000	851,300.00
	BKO 0 03/11/22	400,000	404,548.00
	BKO 0 09/10/21	1,300,000	1,309,958.00
	BTPS 1 3/4 07/01/24	700,000	732,410.00
	BTPS 1.2 04/01/22	200,000	203,948.00
	BTPS 1.45 05/15/25	700,000	723,660.00
	BTPS 1.85 07/01/25	800,000	841,600.00
	BTPS 2.1 07/15/26	1,600,000	1,712,320.00
	BTPS 2.2 06/01/27	2,300,000	2,478,250.00
	BTPS 2.45 09/01/33	400,000	438,560.00
	BTPS 2.45 10/01/23	800,000	854,400.00
	BTPS 3 08/01/29	1,400,000	1,610,280.00
	BTPS 3 3/4 09/01/24	600,000	677,400.00
	BTPS 3.1 03/01/40	800,000	937,200.00
	BTPS 3.35 03/01/35	200,000	240,280.00
	BTPS 4 02/01/37	1,500,000	1,942,050.00
	BTPS 4 1/2 03/01/26	300,000	360,210.00
	BTPS 4 1/2 05/01/23	200,000	223,960.00
BTPS 4 3/4 08/01/23	100,000	113,610.00	
BTPS 4 3/4 09/01/28	100,000	127,890.00	

BTPS 4 3/4 09/01/44	1,000,000	1,474,200.00	
BTPS 5 03/01/25	400,000	479,520.00	
BTPS 5 08/01/34	1,400,000	1,968,400.00	
BTPS 5 08/01/39	1,200,000	1,767,960.00	
BTPS 5 09/01/40	800,000	1,181,440.00	
BTPS 5 1/2 11/01/22	700,000	786,660.00	
BTPS 5 3/4 02/01/33	700,000	1,026,830.00	
BTPS 5.25 11/01/29	100,000	134,720.00	
BTPS 6 05/01/31	1,600,000	2,324,800.00	
BTPS 6 1/2 11/01/27	200,000	275,600.00	
DBR 0 02/15/30	400,000	417,768.00	
DBR 0 1/2 02/15/28	800,000	867,232.00	
DBR 0 11/15/27	100,000	104,205.00	
DBR 2 1/2 08/15/46	800,000	1,334,360.00	
DBR 4 01/04/37	700,000	1,199,688.00	
DBR 4.25 07/04/39	300,000	557,175.00	
DBR 5.5 01/04/31	500,000	818,765.00	
DBR 6.5 07/04/27	200,000	301,796.00	
FRTR 0 02/25/23	600,000	609,030.00	
FRTR 0 02/25/26	300,000	306,975.00	
FRTR 0 03/25/24	1,800,000	1,836,630.00	
FRTR 0 03/25/25	2,100,000	2,148,930.00	
FRTR 0 11/25/29	300,000	304,350.00	
FRTR 1 05/25/27	100,000	109,335.00	
FRTR 1 1/2 05/25/31	900,000	1,056,150.00	
FRTR 1 1/4 05/25/36	1,000,000	1,164,400.00	
FRTR 1 11/25/25	100,000	107,970.00	
FRTR 2 1/2 05/25/30	1,400,000	1,769,880.00	
FRTR 4 04/25/55	600,000	1,235,160.00	
FRTR 4 04/25/60	100,000	216,870.00	
FRTR 4 10/25/38	200,000	333,800.00	
FRTR 4 3/4 04/25/35	1,000,000	1,683,800.00	
FRTR 5 1/2 04/25/29	900,000	1,361,070.00	
FRTR 5 3/4 10/25/32	1,100,000	1,885,510.00	
FRTR4.5 04/25/41	1,200,000	2,197,440.00	
NETHER 0 01/15/24	500,000	511,000.00	
NETHER 0 01/15/27	200,000	203,040.00	
NETHER 0 07/15/30	200,000	205,240.00	
NETHER 0 3/4 07/15/28	300,000	328,260.00	
NETHER 1 3/4 07/15/23	200,000	214,580.00	
NETHER 2 1/2 01/15/33	100,000	134,310.00	
NETHER 2 3/4 01/15/47	100,000	171,780.00	

NETHER 4 01/15/37	400,000	673,160.00	
OBL 0 04/11/25	100,000	103,199.00	
OBL 0 10/18/24	2,200,000	2,263,734.00	
RAGB 0 04/20/23	200,000	203,210.00	
RAGB 0 07/15/23	300,000	305,205.00	
RAGB 0 07/15/24	500,000	510,925.00	
RAGB 0 1/2 04/20/27	300,000	318,210.00	
RAGB 2.1 09/20/17	100,000	192,720.00	
RAGB 2.4 05/23/34	300,000	399,210.00	
RAGB 3.8 01/26/62	100,000	227,880.00	
RAGB 4.15 03/37	300,000	501,660.00	
SPGB 0 04/30/23	1,200,000	1,208,640.00	
SPGB 0.8 07/30/27	700,000	730,380.00	
SPGB 1 1/2 04/30/27	300,000	328,080.00	
SPGB 1 1/4 10/31/30	600,000	645,300.00	
SPGB 1.45 10/31/27	200,000	218,140.00	
SPGB 2 3/4 10/31/24	400,000	450,440.00	
SPGB 2.35 07/30/33	100,000	120,880.00	
SPGB 4.7 07/30/41	800,000	1,348,720.00	
SPGB 4.8 01/31/24	1,000,000	1,181,500.00	
SPGB 4.9 07/30/40	700,000	1,193,150.00	
SPGB 5.15 10/31/28	700,000	979,860.00	
SPGB 5.15 10/31/44	600,000	1,104,960.00	
SPGB 5.9 07/30/26	800,000	1,085,360.00	
SPGB 6 01/31/29	1,000,000	1,482,100.00	
ユーロ小計	58,100,000	74,501,876.00 (8,893,288,938)	
銘柄数	95		
比率	39.6%	40.1%	
英ポンド		英ポンド	
UKT 0 1/8 01/30/26	100,000	100,435.00	
UKT 0 5/8 06/07/25	600,000	618,420.00	
UKT 1 04/22/24	300,000	311,820.00	
UKT 1 3/4 09/07/37	800,000	949,920.00	
UKT 3 1/2 01/22/45	900,000	1,465,560.00	
UKT 3 1/4 01/22/44	900,000	1,393,290.00	
UKT 4 1/2 12/07/42	900,000	1,614,960.00	
UKT 4 1/4 03/07/36	1,000,000	1,559,500.00	
UKT 4 1/4 09/07/39	700,000	1,158,430.00	
UKT 4 1/4 12/07/40	800,000	1,349,440.00	
UKT 4 1/4 12/07/46	700,000	1,297,030.00	
UKT 4 3/4 12/07/38	800,000	1,380,880.00	
UKT 4.25 06/07/32	400,000	582,320.00	

	UKT 4.5 09/07/34	1,000,000	1,554,500.00	
英ポンド小計		9,900,000	15,336,505.00 (2,021,044,628)	
	銘柄数	14		
	比率	9.0%	9.1%	
スウェーデン クローネ	SGB 1 1/2 11/13/23	5,000,000	スウェーデン クローネ 5,307,950.00	
スウェーデン クローネ小計		5,000,000	5,307,950.00 (59,873,676)	
	銘柄数	1		
	比率	0.3%	0.3%	
ポーランドズ ロチ	POLGB 3 1/4 07/25/25	2,300,000	ポーランドズロチ 2,568,640.00	
ポーランドズ ロチ小計		2,300,000	2,568,640.00 (68,634,060)	
	銘柄数	1		
	比率	0.3%	0.3%	
豪ドル	ACGB 2 1/4 05/21/28	500,000	豪ドル 558,550.00	
	ACGB 2 3/4 05/21/41	300,000	361,132.20	
	ACGB 2 3/4 11/21/27	1,400,000	1,611,260.00	
	ACGB 2 3/4 11/21/28	1,100,000	1,276,990.00	
	ACGB 3 1/4 04/21/29	500,000	604,900.00	
	ACGB 3 1/4 06/21/39	500,000	640,550.00	
	ACGB 3 3/4 04/21/37	600,000	811,200.00	
	ACGB 4 1/4 04/21/26	1,000,000	1,217,300.00	
	ACGB 4 3/4 04/21/27	1,400,000	1,790,320.00	
豪ドル小計		7,300,000	8,872,202.20 (646,428,652)	
	銘柄数	9		
	比率	2.9%	2.9%	
シンガポール ドル	SIGB 3 09/01/24	200,000	シンガポールドル 220,920.00	
シンガポール ドル小計		200,000	220,920.00 (16,873,869)	
	銘柄数	1		
	比率	0.1%	0.1%	
国債証券合計			円 22,180,203,605 (22,180,203,605)	
合計			円 22,180,203,605 (22,180,203,605)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上セレクション・バランス30

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	11,348,163,766 円
負債総額	9,370,669 円
純資産総額(-)	11,338,793,097 円
発行済数量	6,346,196,746 口
1単位当たり純資産額(/)	1.7867 円

東京海上セレクション・バランス50

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	25,216,514,730 円
負債総額	31,715,263 円
純資産総額(-)	25,184,799,467 円
発行済数量	12,399,934,782 口
1単位当たり純資産額(/)	2.0310 円

東京海上セレクション・バランス70

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	16,701,349,987 円
負債総額	18,491,513 円
純資産総額(-)	16,682,858,474 円
発行済数量	7,501,472,757 口
1単位当たり純資産額(/)	2.2239 円

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA日本株アクティブマザーファンド

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	47,097,131,698 円
負債総額	305,726,724 円
純資産総額(-)	46,791,404,974 円
発行済数量	28,322,332,682 口
1単位当たり純資産額(/)	1.6521 円

TMA日本債券マザーファンド

2020年6月30日現在

種類	金額
----	----

資産総額	87,329,785,680 円
負債総額	1,396,936,971 円
純資産総額(-)	85,932,848,709 円
発行済数量	61,012,825,949 口
1 単位当たり純資産額(/)	1.4084 円

TMA 外国株式マザーファンド

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	35,428,356,766 円
負債総額	59,952,298 円
純資産総額(-)	35,368,404,468 円
発行済数量	11,777,307,122 口
1 単位当たり純資産額(/)	3.0031 円

TMA 外国債券マザーファンド

2020年6月30日現在

種類	金額
資産総額	23,190,616,035 円
負債総額	324,678,788 円
純資産総額(-)	22,865,937,247 円
発行済数量	9,522,249,816 口
1 単位当たり純資産額(/)	2.4013 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等

において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2020年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	175	2,879,864
単位型公社債投資信託	2	6,999
単位型株式投資信託	5	19,544
合計	182	2,906,409

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,817,927	19,928,671
前払費用	208,412	207,883
未収委託者報酬	1,954,575	2,864,007
未収収益	1,951,601	2,126,212
未収入金	1,809	101,676
その他の流動資産	21,491	22,090
流動資産計	21,955,817	25,250,541
固定資産		
有形固定資産	* 1 509,917	* 1 576,200
建物	379,427	388,342
器具備品	130,490	187,858
無形固定資産	53,138	5,385
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア仮勘定	49,343	1,590
投資その他の資産	2,769,418	2,987,389
投資有価証券	43,201	65,610
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	28,546	32,906
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,030	10,030
繰延税金資産	532,758	723,961
固定資産計	3,332,475	3,568,975
資産合計	25,288,293	28,819,517
負債の部		
流動負債		
未払金	2,534,676	2,555,940
未払手数料	872,217	1,315,027
その他未払金	1,662,458	1,240,912
未払費用	455,110	544,639
未払消費税等	73,427	367,506
未払法人税等	698,000	1,347,000
預り金	54,312	43,576
前受収益	3,353	3,128
賞与引当金	313,291	244,679
流動負債計	4,132,173	5,106,470
固定負債		
退職給付引当金	378,099	750,413
固定負債計	378,099	750,413
負債合計	4,510,272	5,856,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	18,375,924	20,565,811
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	17,875,924	20,065,811
特別償却準備金	16	0
繰越利益剰余金	17,875,907	20,065,811
評価・換算差額等	2,096	3,177

その他有価証券評価差額金	2,096	3,177
純資産合計	20,778,021	22,962,634
負債・純資産合計	25,288,293	28,819,517

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,725,446	16,536,369
運用受託報酬	9,897,931	9,077,029
投資助言報酬	69,049	60,786
その他営業収益	328,576	412,354
営業収益計	23,021,003	26,086,540
営業費用		
支払手数料	5,892,133	7,818,291
広告宣伝費	212,070	254,153
調査費	5,956,517	5,425,141
調査費	3,009,203	2,525,312
委託調査費	2,947,314	2,899,828
委託計算費	119,436	122,584
営業雑経費	238,392	285,550
通信費	32,765	35,052
印刷費	167,851	205,117
協会費	20,903	24,696
諸会費	8,374	12,157
図書費	8,498	8,525
営業費用計	12,418,551	13,905,720
一般管理費		
給料	3,450,052	3,509,999
役員報酬	117,075	112,566
給料・手当	2,360,494	2,541,727
賞与	972,483	855,706
交際費	19,897	17,797
寄付金	131	5,833
旅費交通費	200,290	174,094
租税公課	139,043	164,117
不動産賃借料	377,671	375,694
退職給付費用	113,433	466,387
賞与引当金繰入	313,291	244,679
固定資産減価償却費	106,175	118,517
法定福利費	567,366	580,893
福利厚生費	10,913	9,971
諸経費	480,371	482,967
一般管理費計	5,778,637	6,150,953
営業利益	4,823,815	6,029,866
営業外収益		
受取利息	421	434
受取配当金	* 1 5,041	* 1 4,704
匿名組合投資利益	* 1 59,798	* 1 39,334
雑益	16,161	10,094
営業外収益計	81,422	54,568
営業外費用		
為替差損	33,574	15,577
雑損	2,395	5,174
営業外費用計	35,970	20,752
経常利益	4,869,267	6,063,682
特別損失		

器具備品除却損	0	545
特別損失計	0	545
税引前当期純利益	4,869,267	6,063,137
法人税、住民税及び事業税	1,551,497	2,044,481
法人税等調整額	45,612	188,875
法人税等合計	1,505,884	1,855,605
当期純利益	3,363,382	4,207,531

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						1,901,595
特別償却準備金の取崩					21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713
当期変動額					
剰余金の配当	1,901,595	1,901,595			1,901,595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			480	480	480
当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	480	480	1,461,307
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907
当期変動額						
剰余金の配当						2,017,644
特別償却準備金の取崩					16	16
当期純利益						4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	16	2,189,903
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021
当期変動額					
剰余金の配当	2,017,644	2,017,644			2,017,644
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,207,531	4,207,531			4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,273	5,273	5,273
当期変動額合計	2,189,887	2,189,887	5,273	5,273	2,184,613
当期末残高	20,565,811	22,965,811	3,177	3,177	22,962,634

注記事項

重要な会計方針

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっておりましたが、従業員数の増加に伴い当事業年度より原則的な方法に変更しております。この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が319,413千円増加し、同額を退職給付費用として一般管理費に計上しております。

(貸借対照表関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
* 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 81,793千円	建物 114,303千円
器具備品 498,485千円	器具備品 364,003千円
リース資産 3,918千円	

(損益計算書関係)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 4,800千円	関係会社からの受取配当金 2,400千円
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 59,798千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 39,334千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(ニ) 効力発生日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(二) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2019年4月1日 現在	増加	減少	2020年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 1株当たり配当額	52,680円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	62,760円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

(リース取引関係)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりましたが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第34期		第35期	
自	2018年4月1日	自	2019年4月1日
至	2019年3月31日	至	2020年3月31日

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。</p> <p>市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左</p> <p>市場リスク 同左</p> <p>流動性リスク 同左</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第34期(2019年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2)未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3)未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4)未収入金	1,809	1,809	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	43,201	43,201	-
(6)預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7)未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8)未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9)未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10)未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第35期(2020年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	19,928,671	19,928,671	-
(2)未収委託者報酬	2,864,007	2,864,007	-
(3)未収収益	2,126,212	2,126,212	-
(4)未収入金	101,676	101,676	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	65,610	65,610	-
(6)預り金	(43,576)	(43,576)	-
(7)未払金	(2,555,940)	(2,555,940)	-
(8)未払費用	(544,639)	(544,639)	-
(9)未払消費税等	(367,506)	(367,506)	-
(10)未払法人税等	(1,347,000)	(1,347,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第34期 2019年3月31日現在		第35期 2020年3月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302	子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200
敷金	450,632	敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030	その他長期差入保証金	10,030

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
第34期(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

第35期(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	19,928,370	-	-	-
未収委託者報酬	2,864,007	-	-	-
未収収益	2,126,212	-	-	-
未収入金	101,676	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	2,247	21,678	22,121	-
合計	25,022,515	21,678	22,121	-

(有価証券関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p>(単位:千円)</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p>(単位:千円)</p>

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,344	22,052	5,292	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	32,071	27,816	4,254
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	15,856	18,126	2,269	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	33,538	42,372	8,834
合計	43,201	40,179	3,022	合計	65,610	70,189	4,579
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左			

(退職給付関係)

第34期

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	386,552千円
退職給付費用	38,082千円
退職給付の支払額	37,318千円
確定拠出年金制度への移管額	9,217千円
退職給付引当金の期末残高	378,099千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円
退職給付引当金	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,865千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、62,736千円であります。

第35期

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

当社は当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	378,099千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
数理計算上の差異の発生額	11,130千円
退職給付の支払額	9,404千円
確定拠出年金制度への移管額	9,212千円
退職給付債務の期末残高	739,283千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	739,283千円
未積立退職給付債務	739,283千円
未認識数理計算上の差異	11,130千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円
退職給付引当金	750,413千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
その他	9,272千円
確定給付制度に係る退職給付費用	400,202千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.4%
-----	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、66,184千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	115,773千円	229,776千円
未払金	3,921千円	3,802千円
賞与引当金	95,929千円	74,920千円
未払法定福利費	10,904千円	9,935千円
未払事業所税	3,587千円	3,672千円
未払事業税	40,339千円	70,737千円
未払調査費	83,845千円	82,822千円

減価償却超過額	98,061千円	124,870千円
繰延資産超過額	1,733千円	3,293千円
未払確定拠出年金	1,664千円	1,666千円
未収実績連動報酬	3,881千円	21,260千円
過大確定拠出年金掛金	19千円	-
その他有価証券評価差額金	-	1,402千円
未払費用	74,029千円	95,799千円
繰延税金資産小計	533,691千円	723,961千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	533,691千円	723,961千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	7千円	0千円
その他有価証券評価差額金	925千円	-
繰延税金負債合計	932千円	0千円
繰延税金資産の純額	532,758千円	723,961千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>

[関連情報]	[関連情報]						
<p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)</p> <p>(2) 委託者報酬 3,641,416千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	<p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,387,535</td> <td>2,699,004</td> <td>26,086,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)</p> <p>(2) 委託者報酬 5,339,902千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	日本	その他	合計	23,387,535	2,699,004	26,086,540
日本	その他	合計					
23,387,535	2,699,004	26,086,540					

(関連当事者情報)

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1株当たり当期純利益金額	87,816円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株
第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	599,546円59銭
1株当たり当期純利益金額	109,857円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	22,962,634千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	22,962,634千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,207,531千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,207,531千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(2020年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2020年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
株式会社八十二銀行	52,243百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

() 2020年3月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
3. 請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
4. 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
5. 目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス30の2019年6月21日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス30の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス50の2019年6月21日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス50の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス70の2019年6月21日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス70の2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。